

第3部 風水害応急対策計画

第1章 災害警戒期の活動

第1節 気象予警報等の伝達

(市長公室、危機管理室、下水道部)

市及び防災関係機関は、大阪管区気象台などから発せられる気象予警報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずるものとする。

第1 気象予警報等

1 大阪管区気象台の発表する予警報等

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。

(1) 注意報

気象現象等により府域に被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表される。

表3-1 大阪管区気象台から発表される注意報

種 類		発 表 基 準
気象注意報	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で 12m/s 以上になると予想される場合
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s 以上になると予想される場合
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ① 1 時間雨量が 20mm 以上になると予想される場合、ただし総雨量が 50mm 以上になると予想される場合 ② 3 時間雨量が 40mm 以上になると予想される場合 ③ 24 時間雨量が 70mm 以上になると予想される場合

表 3-1 大阪管区気象台から発表される注意報（続き）

種 類		発 表 基 準
気象注意報	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが平地で 5 cm 以上、山地で 20cm 以上になると予想される場合
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上（気象台において）で 100m 以下になると予想される場合
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 気象台において実効湿度が 60%以下で、最少湿度が 40%以下になると予想される場合
	なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが 20cm 以上あり、降雪の深さが 30cm 以上になると予想される場合 ②積雪の深さが 50cm 以上あり、気象台における最高気温が 10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが平地で 20cm 以上、山地で 40cm 以上あり、気温が+2℃～-2℃になると予想される場合
	霜注意報	4 月 15 日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が 4℃以下になると予想される場合
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5℃以下になると予想される場合
地面現象注意報☆	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
浸水注意報☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ① 1 時間雨量が 20mm 以上になると予想される場合、ただし、総雨量が 50mm 以上になると予想される場合 ② 3 時間雨量が 40mm 以上になると予想される場合 ③ 24 時間雨量が 70mm 以上になると予想される場合

(2) 警報

気象現象等により府域に重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表される。

表 3-2 大阪管区気象台から発表される警報

種 類		発 表 基 準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 20m/s 以上になると予想される場合
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で 20m/s 以上になると予想される場合
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ① 1 時間雨量が 40mm 以上になると予想される場合、ただし総雨量が 100mm 以上になると予想される場合 ② 3 時間雨量が 70mm 以上になると予想される場合 ③ 24 時間雨量が南河内で 130mm 以上になると予想される場合
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが平地で 20cm 以上、山地で 40cm 以上になると予想される場合
地面現象警報☆	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
浸水警報☆	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ① 1 時間雨量が 40mm 以上になると予想される場合、ただし総雨量が 100mm 以上になると予想される場合 ② 3 時間雨量が 70mm 以上になると予想される場合 ③ 24 時間雨量が南河内で 130mm 以上になると予想される場合

注 1 発表基準欄に記載した数値は、大阪府における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。

注 2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行なわれたときに切り替えられ、または解除されるまで継続される。(気象庁予報警報規程第 3 条)

注 3 ☆印は、気象注意報・警報に含めて行う。(気象庁予報警報規程第 12 条)

(3) 気象情報

気象等の予報に関係のある、台風その他の異常気象等についての情報を、住民及び関係機関に対して発表される。

(4) 気象予警報等の関係機関への伝達経路

図 3－1 の伝達経路による。

2 大阪管区気象台と近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報（大和川）

大阪管区気象台と近畿地方整備局は、「大和川洪水予報実施要領」に基づき、大和川の洪水注意報、洪水警報及び洪水情報を共同で発表する。（気象業務法第 14 条の 2 第 2 項、水防法第 10 条第 2 項）

(1) 大和川洪水注意報

いずれかの基準地点の水位が警戒水位を超え、さらに上昇するおそれのあるとき、または、警戒水位を超える洪水となることが予想される時。

(2) 大和川洪水警報

いずれかの基準地点の水位が危険水位程度もしくは危険水位を超える洪水となるおそれがあるとき。

(3) 大和川洪水情報

- ① 大和川の洪水注意報、洪水警報以外に関係機関または一般に知らせる必要がある場合
- ② 洪水注意報、洪水警報の補足説明若しくは軽微な修正を内容とする場合

(4) 洪水予報の関係機関への伝達経路

図 3－2 の連絡系統による。

3 大阪管区気象台と大阪府が共同で発表する洪水予報（石川）

石川の洪水に関する予報は、「一級河川大和川水系石川の洪水予報実施要領」に基づき、大阪管区気象台及び大阪府が共同で行う。（気象業務法第 14 条の 2 第 3 項、水防法第 11 条）

(1) 石川洪水注意報

基準地点の水位が警戒水位を超える洪水となることが予想される場合

(2) 石川洪水警報

基準地点の水位が危険水位程度もしくは危険水位を超える洪水となることが予想される場合

(3) 石川洪水情報

洪水注意報および洪水警報の補足説明または軽微な修正を必要とする場合

(4) 洪水予報の関係機関への伝達経路

図 3－3 の連絡系統による。

4 水位情報周知河川（東除川）の特別警戒水位到達情報

富田林土木事務所長は、水位情報周知河川（東除川）の水位が特別警戒水位（大堀上小橋：3.20m）に達した場合には、その旨を水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。（水防法第13条第2項）

また、市は、特別警戒水位に到達した旨の情報等を住民に伝達する（伝達経路は図3-4による）。

5 大阪府と大阪管区気象台が連携して発表する土砂災害警戒情報

府および大阪管区気象台は大雨警報発表後、府が観測する降雨量及び大阪管区気象台が計測する土壌雨量指数が基準を超過し、土砂災害の発生のおそれが高いと認められるとき、気象台と共同で土砂災害警戒情報を作成し、住民及び関係機関に対して伝達する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講じる。（災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条及び第15条の2）

（1）発表の基準

発表基準

大雨警報が発表中の市町村が属する格子の土壌雨量指数の履歴順位が気象庁の作成する降雨予測に基づき、「北大阪」「東部大阪」「南河内」「泉州」で第3位以上に達すると予想される場合、かつ土砂災害発生基準雨量が超過すると予想される場合に土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。

解除基準

土砂災害発生基準雨量と土壌雨量指数の発表基準をともに下廻り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるとき解除する。ただし、無降雨時間が長時間継続しているにもかかわらず、発表基準を下回らない場合は、災害発生の状況及び、土壌雨量指数の第2タンクの下降を確認した場合に大阪府と気象台の協議の上解除する。

※土壌雨量指数：第1章第3節第5参照

※土砂災害警戒情報の留意点

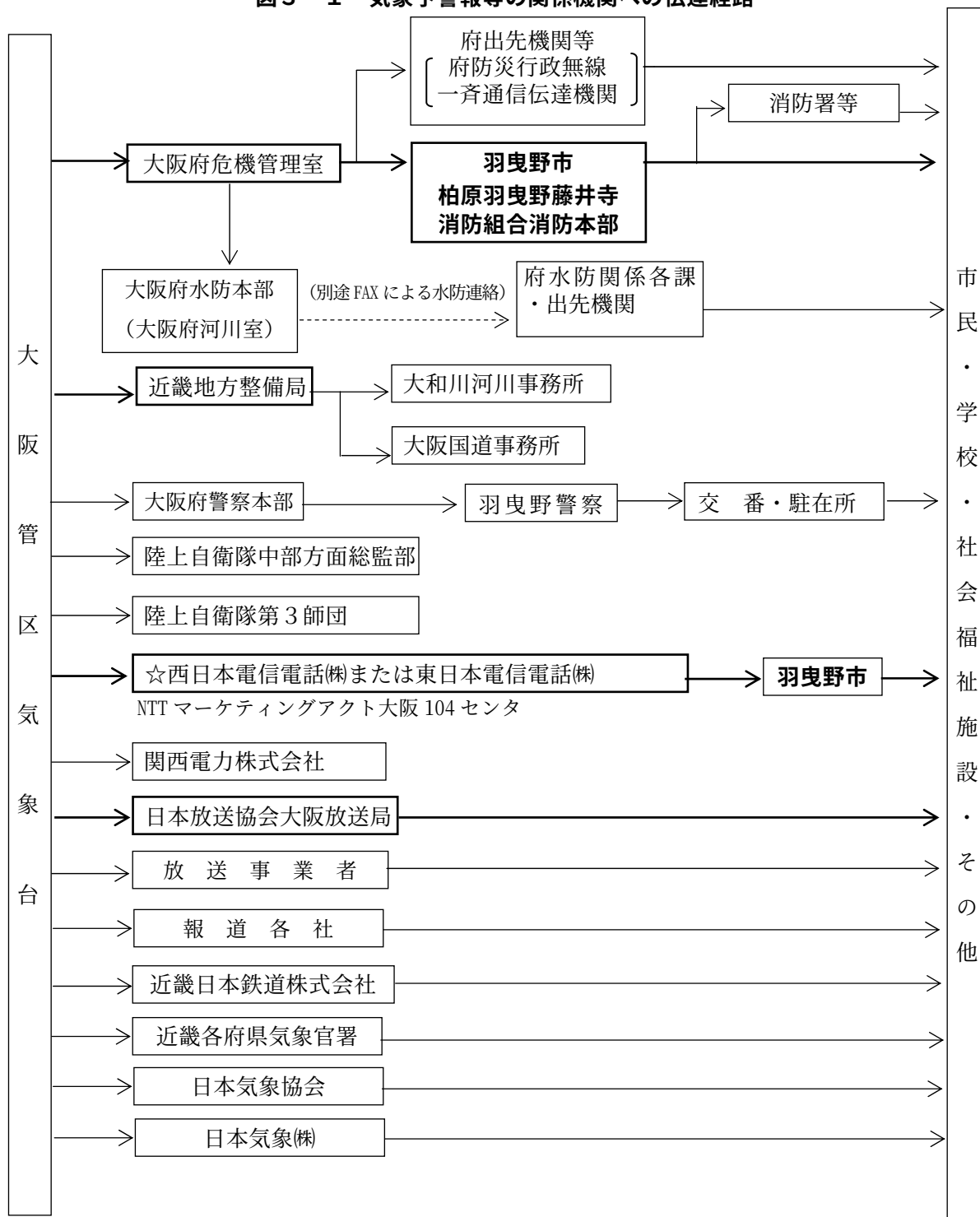
土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。

（2）伝達体制

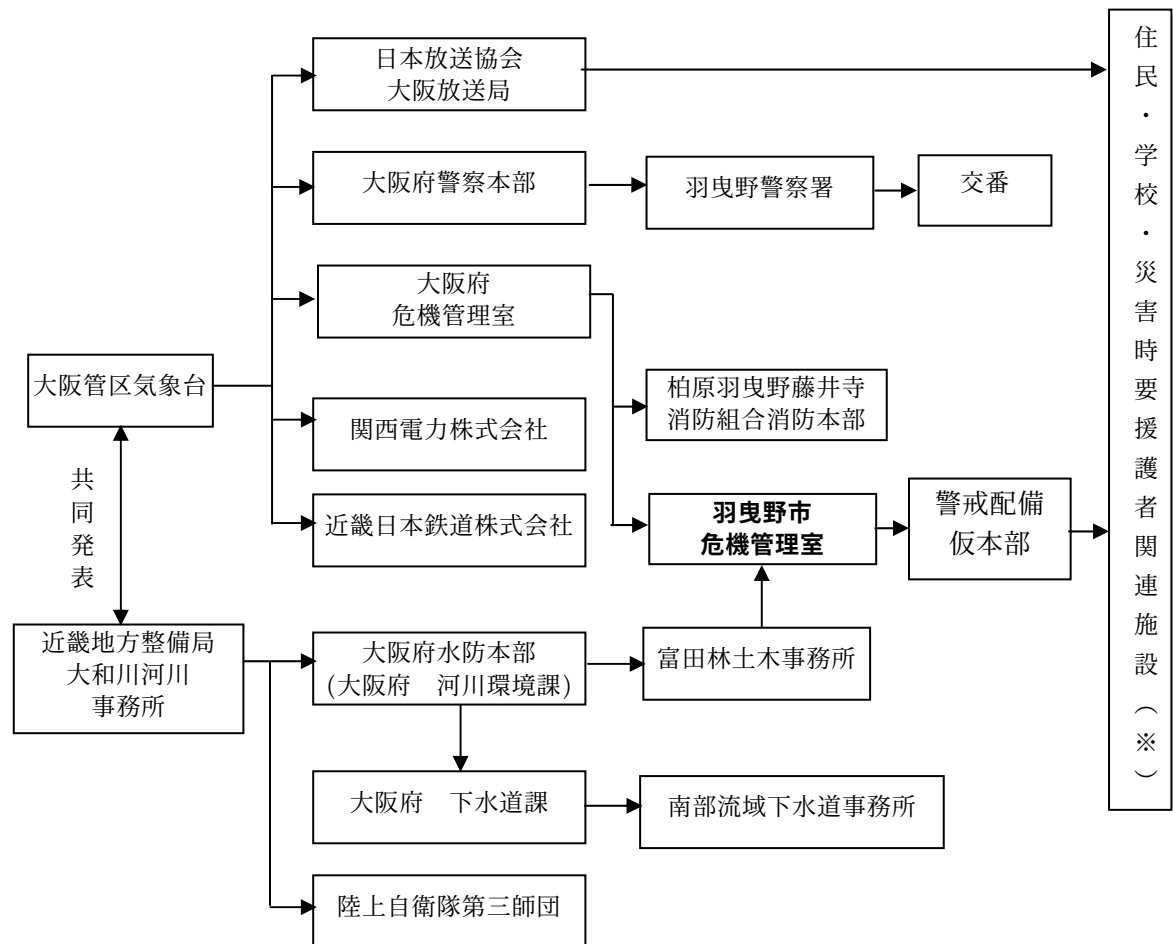
伝達体制は、図3-5の伝達系統による。

図 3-1 気象予警報等の関係機関への伝達経路



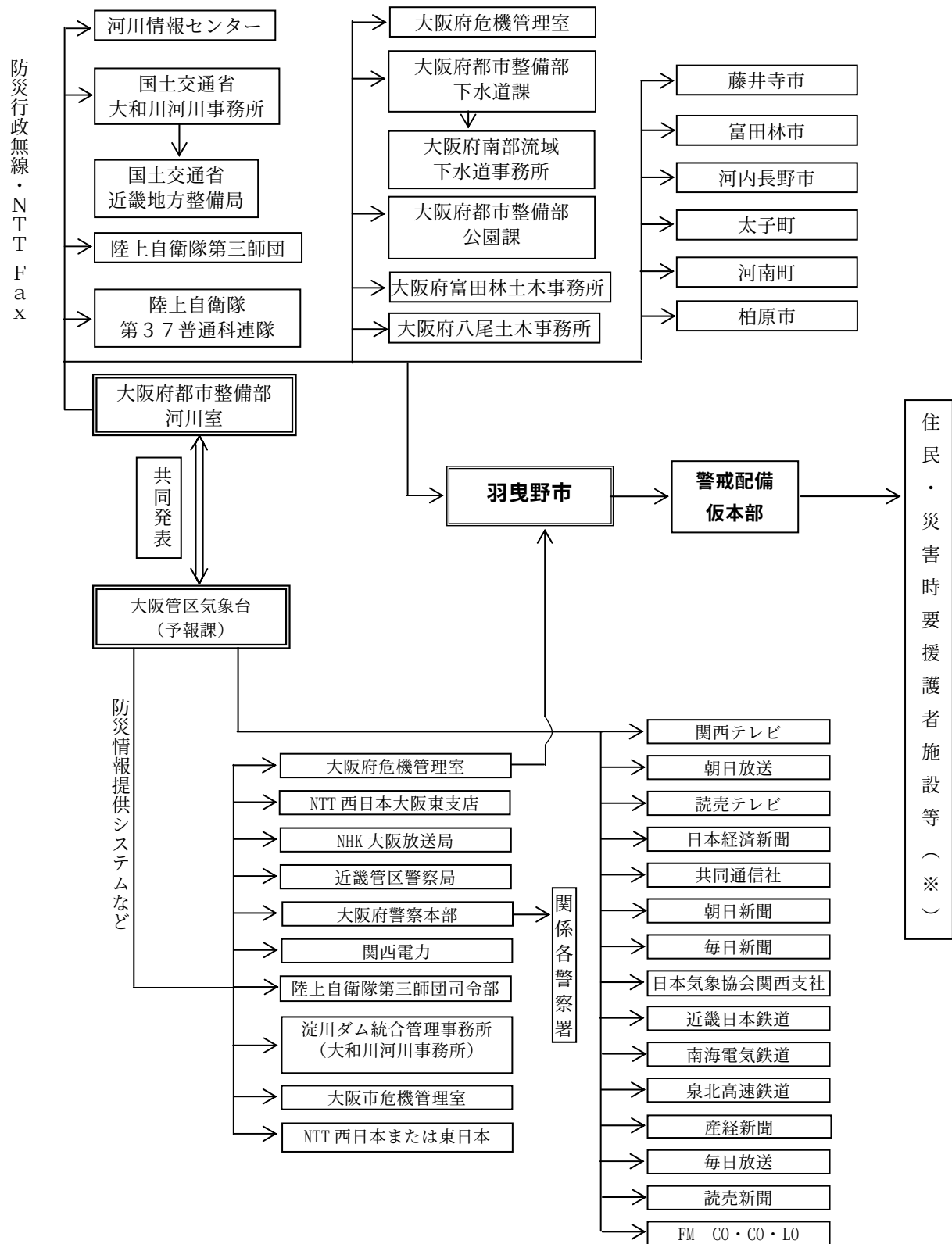
- 注) 1 太線は気象業務法に規定される伝達経路を示す。
2 ☆印は、警報の場合のみ
3 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ株式会社、関西テレビ株式会社、株式会社エフエム大阪、関西インターメディア株式会社の6社である。
4 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産経新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。

図 3－2 大和川洪水予報通信連絡系統



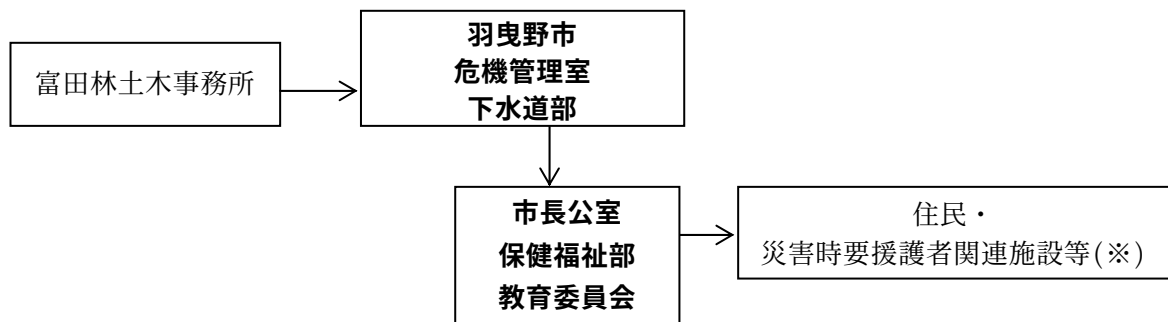
※浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設（水防法第15条）

図 3 - 3 石川洪水予報通信連絡系統



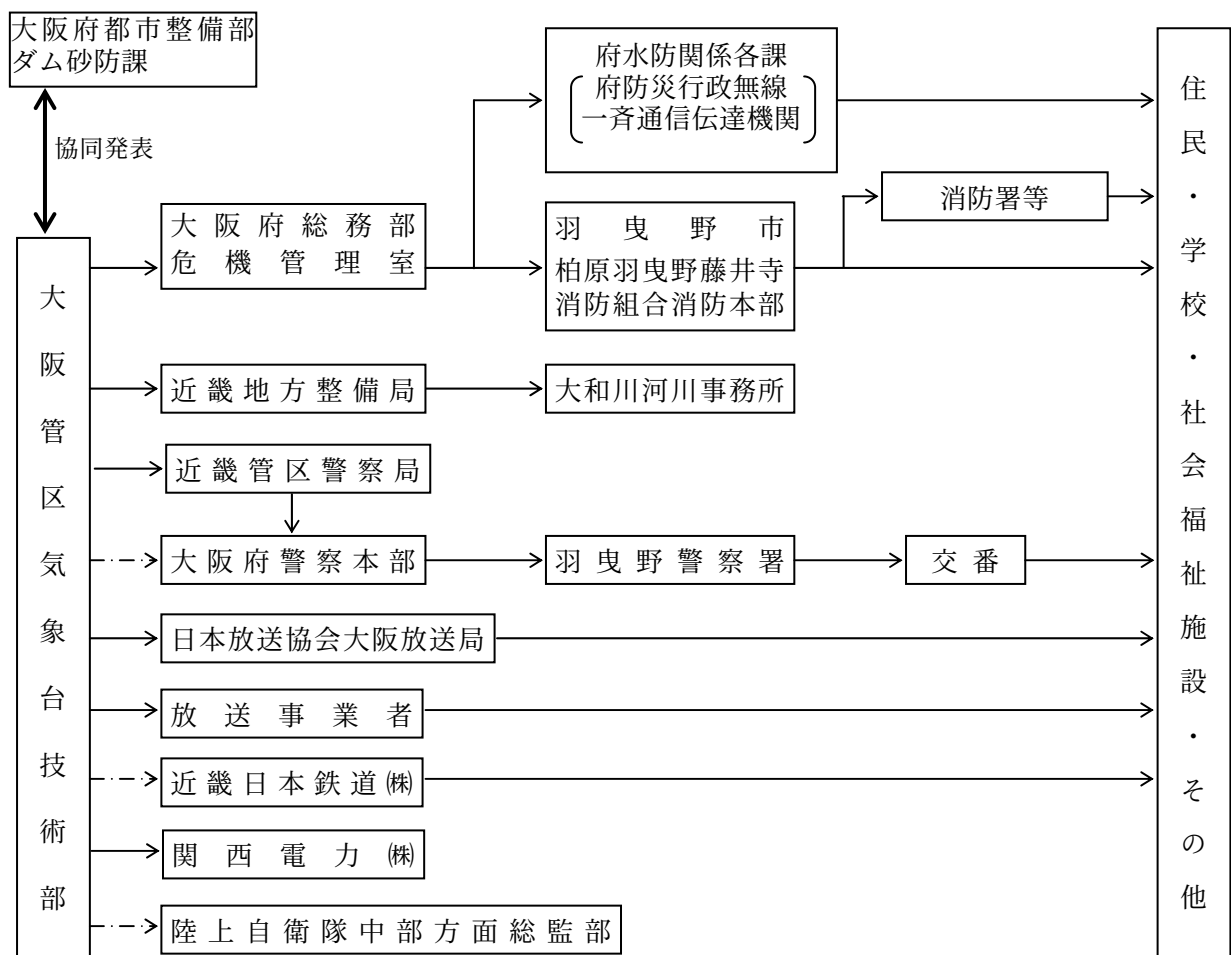
※浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設（水防法第15条）

図 3 - 4 東除川特別警戒水位到達情報伝達系統



※浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設（水防法第 15 条）

図 3 - 5 土砂災害警戒情報伝達系統



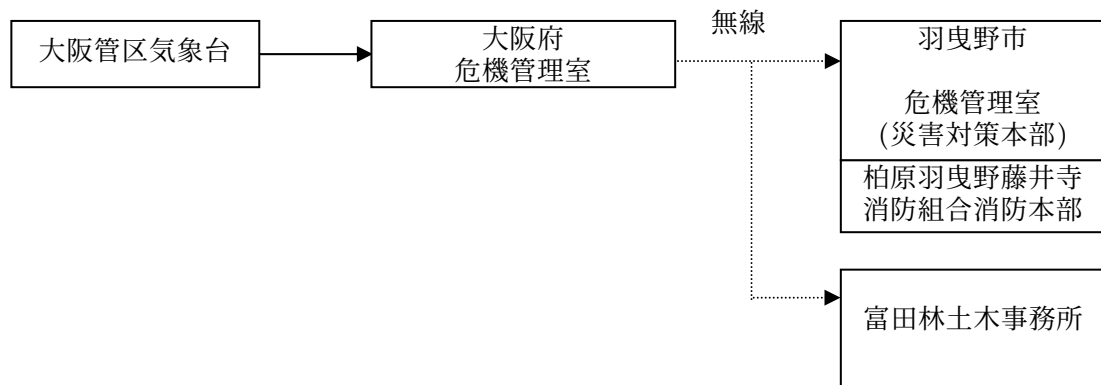
- 1 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ株式会社、関西テレビ株式会社、株式会社エフエム大阪の 5 社である。
- 2 大阪管区気象台からの伝達経路で－・－・→ 及び放送事業者の株式会社エフエム大阪は専用回線外である。

第2 大阪府等からの伝達系統

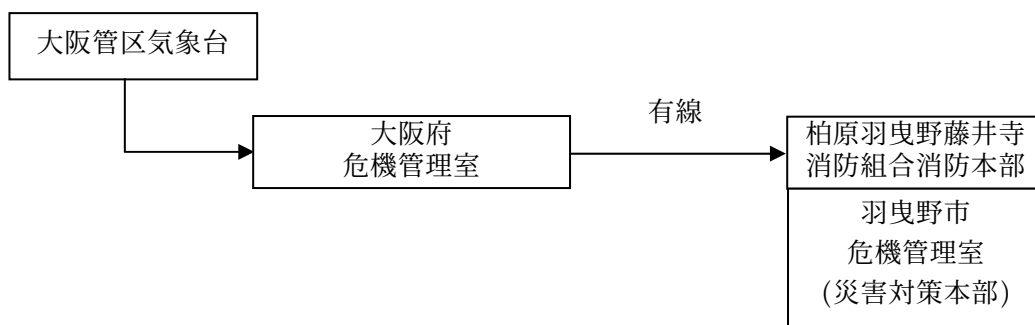
大阪府等からの具体的な伝達系統は次のとおりである。

1 府（危機管理室）からの伝達系統

（1）平常時間内（外で体制時含む）



（2）勤務時間外

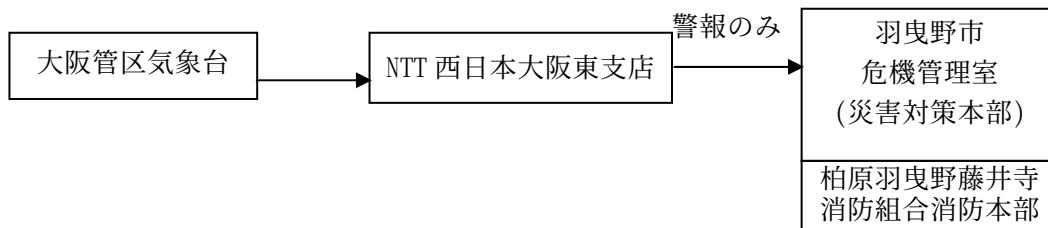


（注）勤務時間外においても次の場合は、原則として府防災行政無線の一斉通信により伝達される。

なお、一斉通信を行う場合は、市へ事前に通知される。

- ・勤務時間内に各種警報が発表され、午後5時現在継続しているとき。
- ・勤務時間外に各種警報が発表されたとき。
- ・上記以外の場合で、相当程度の被害が予想され、または、被害が発生したとき。

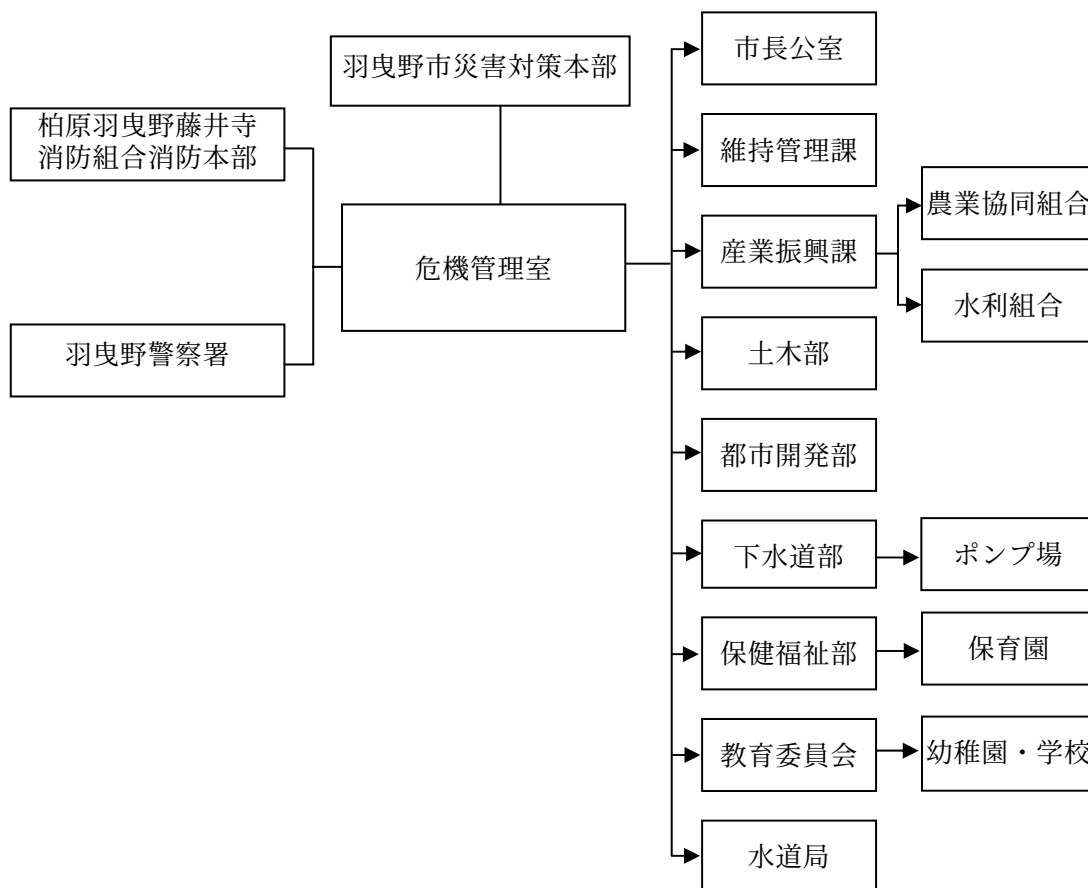
2 NTTからの伝達



第3 庁内における伝達

庁内各施設及び主要関係団体への伝達系統は次のとおりとする。

図3-6 庁内・主要団体への予警報の伝達系統



第4 住民への周知

市長は、気象予警報等の伝達を受けたとき、または、自ら火災警報を発したときは、市防災行政無線、広報車、警鐘などを利用し、予警報を一般住民、学校、自主防災組織、ため池管理者等へ迅速確実に伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

但し、注意報については、市長の判断により行う。

1 伝達方法

(1) 直接的な方法

- ① 広報車の利用
- ② 水防計画等による警鐘の利用
- ③ 電話・口頭による戸別通知

④ 有線放送の利用

⑤ ヘリコプター

(2) 間接的な方法

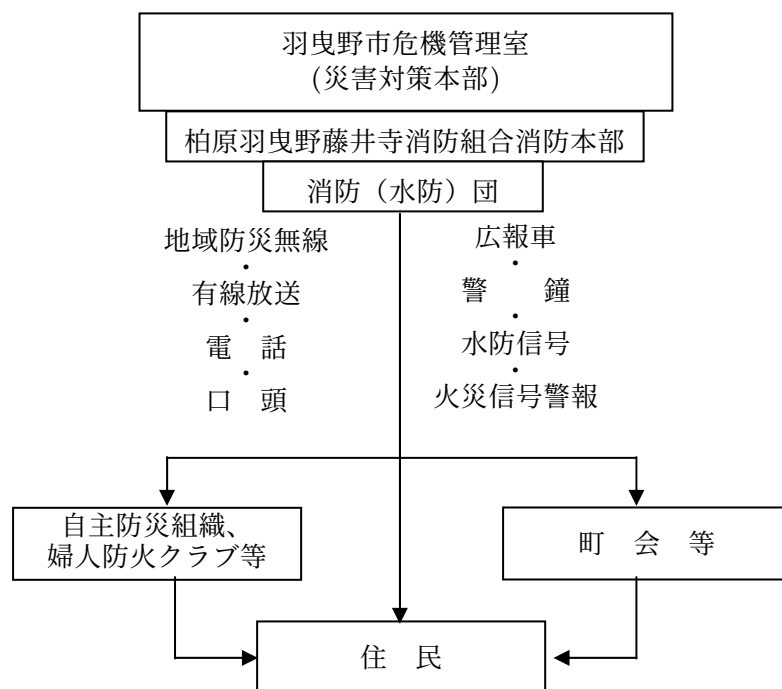
① 公共的団体（町会、自治会、自主防災組織、婦人防火クラブ等）を通じての通知

② 他機関を通じての通知

2 住民への伝達系統

住民への伝達系統は次の図のとおりとする。

図 3－7 住民への伝達系統



第2節 組織動員

(全 庁)

市及び防災関係機関は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

第1 災害警戒配備仮本部及び災害警戒配備本部の設置

市は、本市域内の災害に対し、市災害対策本部を設置する前、若しくは災害の規模により市災害対策本部を設置しない場合の災害応急対策の体制、または職員の動員配備については、「羽曳野市災害警戒配備仮本部及び羽曳野市警戒配備本部設置要綱」に沿って配備する。

1 設置の目的

(1) 羽曳野市警戒配備仮本部

羽曳野市警戒配備仮本部は、初期の災害を未然に防止することを目的とする。

(2) 羽曳野市警戒配備本部

羽曳野市警戒配備本部は中規模の災害が発生したとき、被害を最小限にとどめることを目的とする。

2 活動の概要

(1) 災害の初期の警戒及び応急作業の出動。

(2) 中規模の災害が発生し、または発生するおそれのあるときに対する警戒または応急対策の実施。

3 組織の動員

(1) 警戒配備仮本部の職員の動員は仮本部の指示によりA号配備をもって職員を動員し、地区班及び機動班の出動を要請し、また、被害状況集約のため写真班の出動を要請する。

(2) 警戒配備本部は、被害の増大に伴いB号配備をもって職員を配置し、引き続き地区班、機動班、写真班は、そのまま応急対策作業を続行する。

第2 災害対策本部の設置

1 組織

市災害対策本部の組織は次のとおりとする。

表3-3 市災害対策本部の組織

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長 収入役 教育長 水道事業管理者 消防団長	市長公室長 土木部長 下水道部長 都市開発部長 生活環境部長 水道局長 教育次長 学校教育室長 総務部長 保健福祉部長 危機管理室長

2 指揮順位

本部長（市長）に事故等あるときの指揮順位は次のとおりとする。

表3-4 指揮順位

順位	代 理 者
1	副市長
2	収入役
3	教育長
4	水道事業管理者

3 本部の設置

市長は、次の設置基準に該当する場合には、羽曳野市災害対策本部を羽曳野市役所内に設置する。ただし、災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るために災害対策本部の移動が必要と認める場合は、市長は、他の適当な場所に設置する。

なお、災害対策本部が設置された場合は、羽曳野市役所庁舎入口（市庁舎が被災した場合は、本部を設置した建物の見やすい場所）に「羽曳野市災害対策本部」の掲示板を掲示する。

（1）設置基準

- ① 市域において大規模な災害の発生が予想され、その対策が必要と認められるとき
- ② 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき
- ③ その他市長が必要と認めたとき

(2) 災害対策本部設置の通知

① 災害対策本部員は、災害対策本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認める者に災害対策本部の設置を通知する。

ア 室、部及び課長

イ 大阪府知事

ウ 柏原羽曳野藤井寺消防本部消防長

エ 羽曳野警察署長

オ 市消防団長

カ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長

キ 隣接市町長

② 市長公室長は、災害対策本部が設置されたときは、直ちに報道機関に発表する。

③ 各部長は、前記①の通知を受けたときは、所属職員に対し、周知徹底させる。

(3) 組織の動員

本市域において大規模な災害の発生が予想される場合、または、発生した災害が相当規模である場合等で、市長が災害対策本部の設置が必要と認めた場合は、C号配備（全職員）による動員配備を行う。

(4) 府との連携

羽曳野市災害対策本部は、府の現地災害対策本部が設置された場合には、これと連携する。

4 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的に実施する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する業務内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成する。

(1) 設置基準

① 災害応急対策を局地的又は重点的に推進する必要がある場合

② その他災害対策本部長が必要と認めた場合

(2) 廃止基準

① 災害対策本部で対応することが適当と認められた場合

② 市長が、市域において災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合

③ 調査の結果、市に大きな被害がないと市長が認めた場合

5 災害対策本部の意思決定

災害対策本部の意思決定は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成される災害対策本部会議において、次の事項について方針を決定する。

- (1) 本部の非常配備体制及び解除に関する事
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事
- (3) 避難の勧告または指示に関する事
- (4) 災害救助法の適用申請に関する事
- (5) 近隣市町村との相互応援に関する事
- (6) 自衛隊に対する災害派遣の依頼に関する事
- (7) 府及び関係機関に対する応援の要請に関する事
- (8) 公用令書による公用負担に関する事
- (9) 災害対策に要する経費の処理方法に関する事
- (10) 部班長会議の召集に関する事
- (11) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関する事

6 応急対策の実施

- (1) 各課等は、それぞれの組織を整備し、災害対策本部の決定に基づき水防、消防救助その他の応急措置を実施するものとする。
- (2) 災害時における各班等の業務分担の概要は、次のとおりとする。(ただし、本部長の命による場合は、この限りではない。)

7 災害対策本部の廃止

市長は、次の設置基準に該当する場合に災害対策本部を廃止する。

- (1) 市の地域について災害発生のおそれが解消したとき
- (2) 災害応急対策が概ね完了したとき
- (3) その他市長が適当と認めたとき

表 3－5 羽曳野市災害対策本部事務分掌

部 名	班 名	業 務 分 担
市長公室	秘書・広報班 (秘書課) (人事課) (政策推進課)	1 本部長・副本部長の秘書に関すること。 2 渉外に関すること。 3 自衛隊派遣要請に関すること。 4 災害に関する広報に関すること。 5 報道機関との連絡に関すること。 6 災害に関する広聴に関すること。 7 救護・復興の企画立案に関すること。 8 本部長の特命事項に関すること。 9 職員の手当に関すること。
	防災班 (危機管理室)	1 災害対策本部の設置に関すること。 2 災害対策本部会議に関すること。 3 配備指令及び本部命令の伝達に関すること。 4 災害応急対策状況のとりまとめに関すること。 5 災害記録の収集及び編集に関すること。 6 災害救助法の適用申請に関すること。 7 災害に関する文書の収受及び発送に関すること。 8 関係機関との連絡調整に関すること。 9 防災会議に関すること。 10 気象状況の収集に関すること。 11 防災行政無線の管理、運用に関すること。 12 市災害対策本部への連絡員の派遣に関すること。 13 警備資器材及び消防燃料の調達確保に関すること。 14 気象状況及び被害状況等の記録と関係機関への通報連絡に関すること。 15 災害警備対象の事前把握及び関係者に対する指導啓発に関すること。 16 火災、水災等の予警報の伝達に関すること。 17 消防団の連絡に関すること。 18 応援消防隊の運用に関すること。 19 水防資器材の調達に関すること。 20 災害警備、鎮圧、応急措置等に関すること。 21 人命救助に関すること。 22 消防機械器具の整備に関すること。 23 被害調査に関すること。 24 自衛隊、応援隊の受け入れに関すること。 25 自衛隊、応援隊との連絡に関すること。 26 災害時における公害全般に関すること。 27 職員の動員及び配置に関すること。
総務部	調査A班 (総務課)	1 被害調査状況の収集に関すること。 2 被害最終報告書の作成に関すること。 3 り災証明の調査及び発行に関すること。 4 避難勧告、避難先の指示、避難誘導に関すること。 5 避難施設の確保と誘導に関すること。

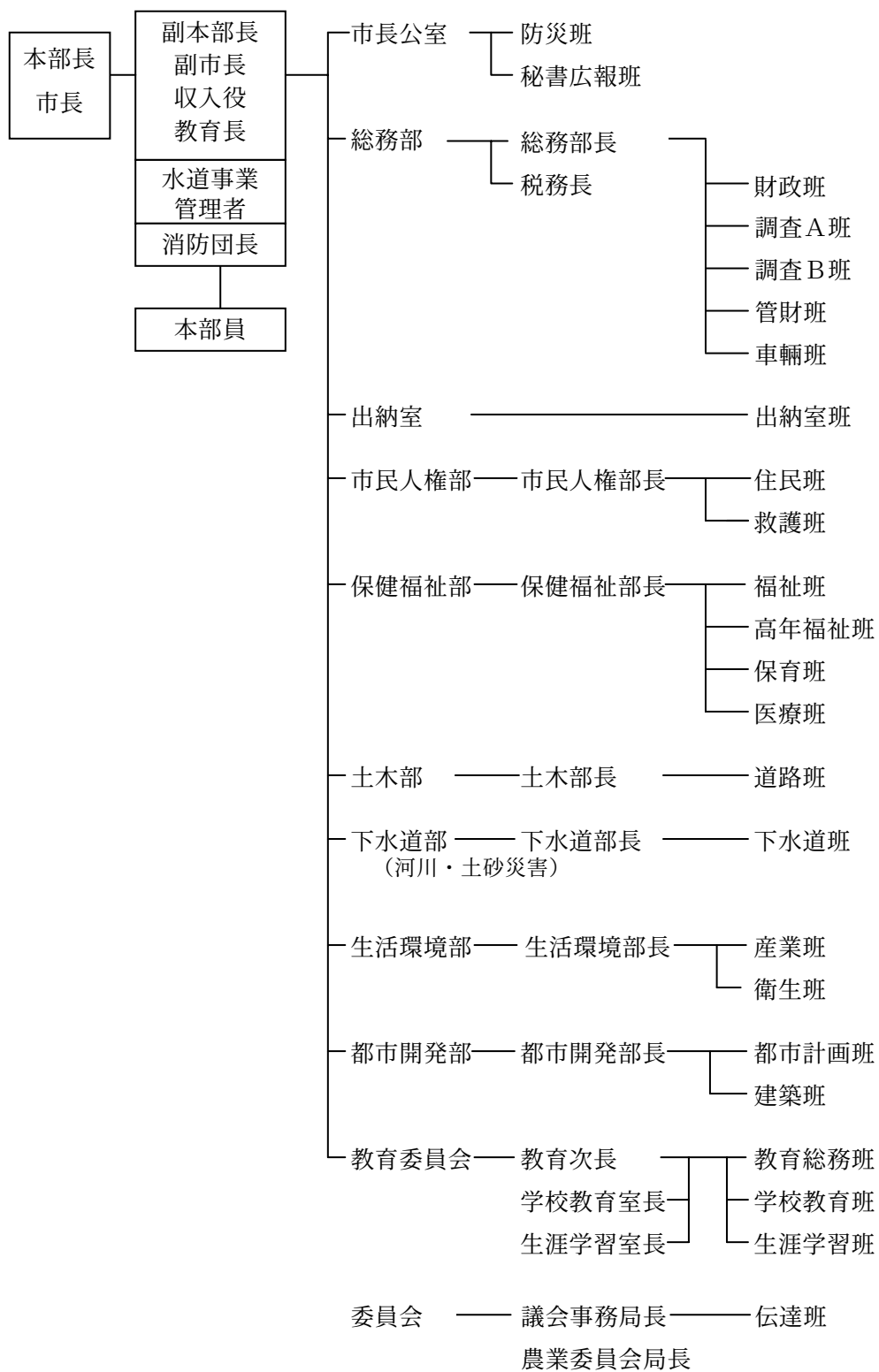
部 名	班 名	業 務 分 担
総務部	調査B班 (税務課) (契約検査課)	1 災害による家屋・土地・設備等の被害調査及び確認に関する こと。 2 災害に伴う市税の減免に関すること。 3 避難施設の確保と誘導に関すること。
	管財班 (管財用地課)	1 市有財産の緊急使用に関すること。 2 市有財産(普通財産)の被害調査及び応急措置に関する こと。 3 庁舎の被害調査及び応急措置に関すること。
	車輛班 (管財用地課 車両担当)	1 車輛の確保及び配車に関すること。 2 車輛の借上げ及び輸送に関すること。
	財政班 (財政課) (行財政改革推進室)	1 災害対策予算に関すること。 2 災害に伴う財政計画の樹立に関すること。 3 災害対策用諸物資(食料・建築用資材を除く)の調査及 び確保に関すること。 4 物資・資材の検収に関すること。 5 本部長の特命事項に関すること。
出納室	出納室班 (出納室)	1 災害経費の収支に関すること。 2 義援金品、見舞金の受付及び配付に関すること。
市民人権部	住民班 (人権文化センター) (人権推進課) (市民協働ふれあい課)	1 所管施設の被害調査と応急対策に関すること。 2 関係機関及び団体との連絡調整に関すること。 3 災害における住民の請願・陳情に関すること。 4 民間協力団体との連絡調整に関すること。 5 コミュニティセンターの被害調査及び応急措置に関す ること。
保健福祉部	福祉班 (福祉総務課) (地域包括支援室)	1 被災者の援護状況の調査及び処置に関すること。 2 災害救助物資(給貸与物資)の調達及び配分に関するこ と。 3 災害復興生業資金・世帯構成資金の貸付に関すること。 4 遺体の搬送及び処理に関すること。 5 いきがいサロン1・2・3・5・6号館の被害調査及び 応急措置に関すること。
	高年福祉班 (高年介護課) (陵南の森総合センター)	1 ねたきり老人及び独居老人の援護状況の調査及び処理 に関すること。 2 避難所における高齢者、障害者等に対する福祉に関す ること。 3 陵南の森総合センターの被害調査及び応急措置に関す ること。 4 向野・埴生南老人いこいの家の被害調査及び応急措置に 関すること。

部 名	班 名	業 務 分 担
保健福祉部	保育班 (こども財産課)	1 保育所の被害調査と応急対策に関すること。 2 入所児の避難誘導及び収容に関すること。 3 応急保育計画と保育児の健康管理に関すること。
	医療班 (福祉医療課) (保険健康室 保険年金課 ・健康増進課)	1 入院患者の保護に関すること。 2 医療、助産及び救護活動に関すること。 3 医療救護班の編成に関すること。 4 羽曳野市医師会等医療機関及び保健所との連絡に関すること。 5 保健センターの被害調査及び応急措置に関すること。 6 避難所における被災者の健康管理に関すること。 7 障害者の援護状況の調査及び処理に関すること。
市民人権部	救護班 (市民課) (支 所)	1 被災者の救護に関すること。 2 被災者及び災害対策従事者に対する炊き出し給食計画並びに給食物資の調達に関すること。 3 給食用資材の確保及び配分に関すること。 4 非常食、主要食料の調達、確保に関すること。 5 支所の被害調査及び応急措置に関すること。
土木部	土木班 (道路課) (維持管理課) (みどり公園課)	1 道路・橋梁・交通安全施設の被害状況等の収集、伝達並びに災害応急復旧に関すること。 2 災害時の交通対策に関すること。 3 水防対策に関すること。 4 公園施設及び街路樹の被害調査及び復旧に関すること。
下水道部	下水道班 (下水道総務課) (下水道建設課)	1 河川・土砂災害、下水道施設及び排水路等の被害状況等の情報収集、伝達並びに災害応急復旧に関すること。
生活環境部	産業班 (産業振興課)	1 農作物及び農林、商工施設等の被害調査に関すること。 2 部内の他班に属しないこと。 3 本部及び各班との連絡に関すること。 4 ため池等の被害状況等の収集伝達並びに災害応急復旧に関すること。
	衛生班 (環境衛生課)	1 感染症患者の輸送に関すること。 2 防疫対策の実施に関すること。 3 防疫資材及び防疫薬品の整備に関すること。 4 ゴミ処理場の被害状況調査に関すること。 5 搬入し尿の処理に関すること。 6 清掃施設等の被害調査に関すること。 7 清掃用資材の整備に関すること。 8 災害後の清掃作業に関すること。 9 災害現地への救援に関すること。 10 し尿の緊急汲み取りに関すること。

部 名	班 名	業 務 分 担
教育委員会	教育総務班 (教育総務課)	1 教育委員会の総括に関すること。 2 本部及び部内各班との連絡調整に関すること。 3 部内外の情報連絡及び資料の収集に関すること。 4 学校園施設の防災及び被害状況の調査に関すること。 5 災害現場への応援に関すること。 6 学校園関係施設の災害記録の整備に関すること。 7 学校園関係施設の応急処理に関すること。 8 学校園関係施設の修理に要する資材の調達及び供給に関すること。 9 学校園関係施設の災害復旧計画の樹立及び事後処理に関すること。
	学校教育班 (学校教育課)	1 授業中における園児、児童及び生徒の避難誘導並びに収容に関すること。 2 学校園に対する緊急指示に関すること。 3 避難所(学校園)の開設及び収容に関すること。 4 避難所(学校園)との連絡調整に関すること。 5 園児、児童及び生徒のり災状況の調査及び応急措置に関すること。 6 被災児童、生徒に対する教材及び学用品の給与に関すること。 7 児童の応急給食に関すること。 8 被災者への炊き出し給食業務に関すること。
	生涯学習班 (社会教育課)	1 地域協力団体との連絡に関すること。 2 生涯教育施設等の防災及び施設の被害状況の調査に関すること。 3 生涯教育施設等の応急処理に関すること。 4 災害現場への応援に関すること。 5 生涯教育施設等の災害復旧計画の樹立及び事後処理に関すること。 6 文化財の被害状況の調査に関すること。
都市開発部	都市計画班 (都市計画課) (建築指導課)	1 部内の他班に属しないこと。
	建築班 (建築住宅課)	1 応急仮設住宅の建設に関すること。 2 市設建築物(教育施設を除く)の応急修理に関すること。 3 市設建築物の災害復旧に要する資材の調達及び供給に関すること。 4 市営住宅の被害調査及び応急措置に関すること。
委員会	伝達班 (議会事務局) (選挙管理委員会事務局) (公平委員会事務局) (監査事務局) (農業委員会事務局)	1 部、班及び各関係機関との伝達、伝令に関すること。 2 本部長の特命事項に関すること。

部 名	班 名	業 務 分 担
	特別機動班	1 初期の災害を未然に防止すること。 2 道路及び下水路施設の災害復旧活動に関すること。 3 公園施設、市設建築物等公共施設の災害復旧活動に関すること。 4 ため池、用水路、樋門等の災害復旧活動に関すること。 5 土石流被害の応急措置に関すること。 6 その他水防活動に関すること。 7 市道及び住居内の障害物の除去に関すること。
	地区班	1 災害現地の調査に関すること。 2 本部及び各班関係機関との連絡調整に関すること。 3 避難誘導に関すること。 4 災害現地への応援に関すること。
	上下水道班 (羽曳野市上下水道震災対策本部)	1 上下水道全般に関すること。 2 羽曳野市上下水道震災対策本部設置に関する要綱に基づく行動計画書による。

図3-8 羽曳野市災害対策本部組織図



第3 動員・配備体制

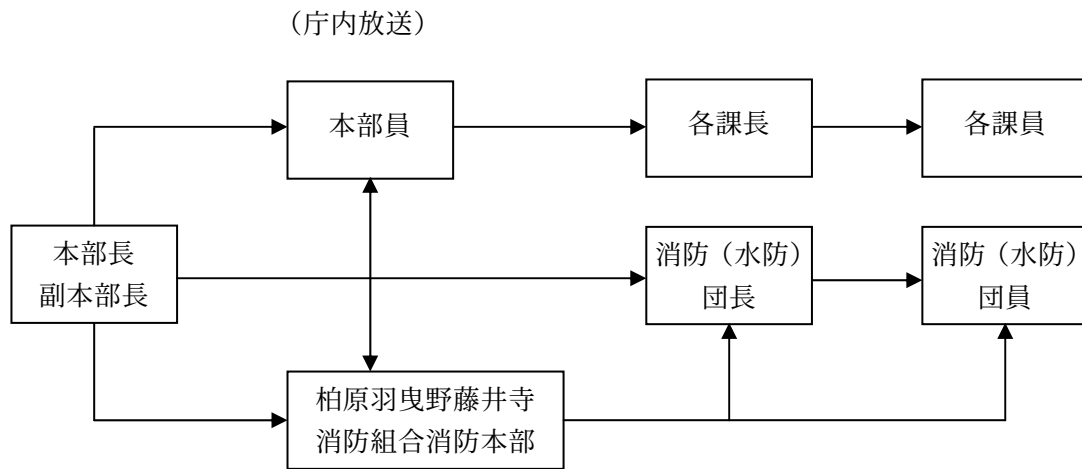
災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害応急対策等を迅速かつ的確に実施するため、災害時における職員の動員、及び服務等の整備を図る。

1 配備区分

市は、災害応急対策を的確に実施するため、災害の状況に応じた職員の配置及び動員基準を定める。

2 指令の伝達系統及び方法

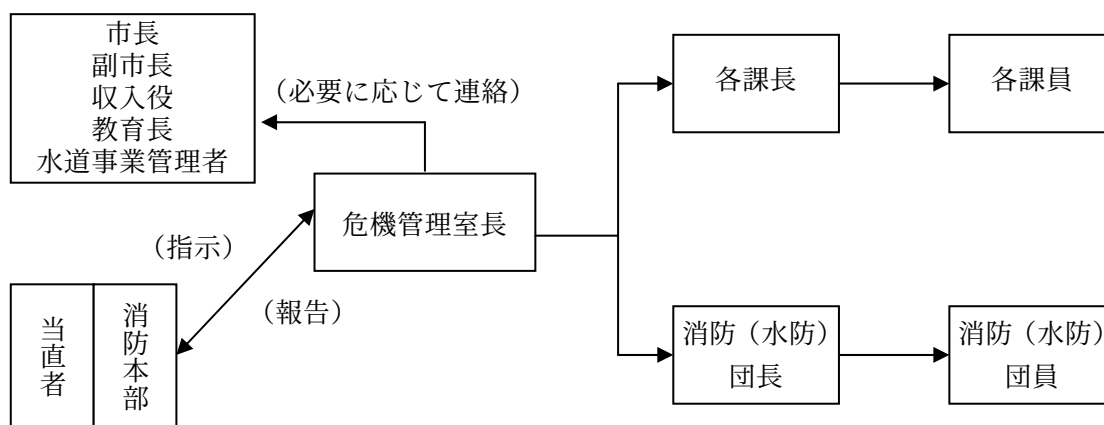
(1) 勤務時間内の伝達系統



(2) 夜間、休日における応急対策及び情報伝達

市では、24時間の防災警戒体制として柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部に通報のあった災害情報について、市当直者を通じて危機管理室長及び室員に通報する。また、市当直者は危機管理室長の指示に従い、各課長及び関係機関へ連絡するものとする。通報を受け参集した職員は危機管理室長の指揮のもと、発災直後からの応急活動を下記のとおり行う。

- ① 被害情報の収集及び伝達
- ② 府及びその他防災関係機関との連絡調整
- ③ 災害対策本部の設置準備及び職員参集状況の把握
- ④ 災害対策本部事務局への引き継ぎ準備



3 職員の服務

- (1) 職員は、この計画の定めるところにより、上司の指揮に従って防災活動に従事する。
- (2) 勤務時間外においても職員は、配備指令が出されたときは、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集する。
- (3) 各課長は、配備指令に直ちに應じられるよう、各職員に徹底しておくものとする。
- (4) 各課長は、所属職員の動員を円滑に行うため連絡責任者及び連絡順序等を定めておくものとする。

第4 防災関係機関の組織動員配備体制

災害の規模に応じ、災害対策本部を設置するとともに、災害時における各機関の防災関係事務または業務を、迅速かつ的確に実施できるよう、動員配備を行う。

第3節 警戒活動

(危機管理室、生活環境部、土木部、下水道部)

市をはじめ府、防災関係機関は、災害の発生に備え、警戒活動を行うものとする。

第1 気象観測情報の収集伝達

市及び防災関係機関は、連携して正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

1 雨量

(1) 雨量計の設置及び観測

市長は降雨量観測のために必要な雨量計（簡易雨量計を含む）を設置し、次のとおり観測責任者を定める。

表3-6 雨量計の設置場所及び観測責任者

雨量計の設置場所	羽曳野市碓井3丁目388-1
観測責任者	下水道総務課長

(注) 雨量測定開始時期は、気象庁の大雨注意報等が発表された時期の他、市長が指示した時期とし、警戒体制に入ってから測定間隔は概ね10分とする。

(2) 降雨状況の把握

府下における降雨の状況は一様でないので、市は、各危険地域の雨量測定を実施する。

(3) 災害対策本部長は必要に応じて、富田林土木事務所、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、羽曳野警察署等へ連絡する。

2 ため池水位

(1) ため池の管理者はその管理するため池の水位が上昇し、または降雨等の状況により出水のおそれのあることを認めたとき、また、後に通報水位を下回るまで、状況を市長及び南河内農と緑の総合事務所に通報する。

(2) 市長は前項の通報を受けたときは直ちに南河内農と緑の総合事務所に通報する。なお、必要に応じ富田林土木事務所、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、羽曳野警察署に通報する。

(3) ため池防災テレメーターの利活用

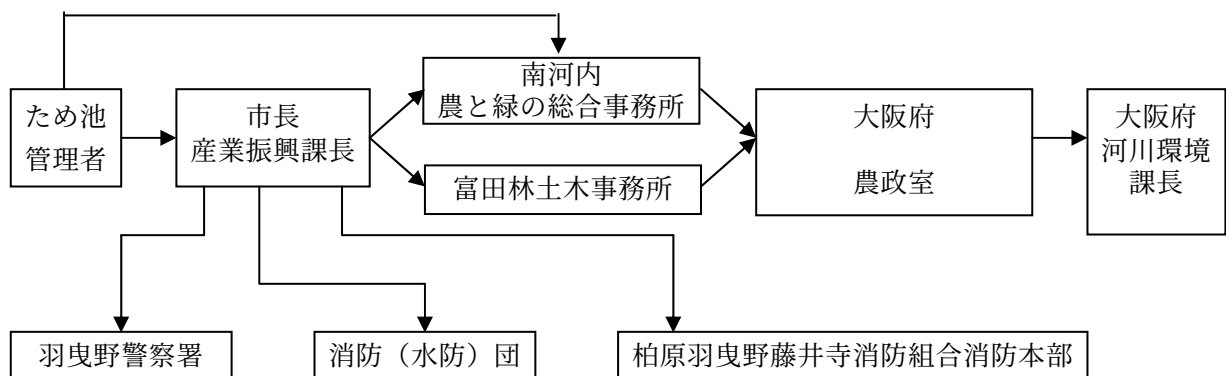
当市管内において、水防上重要なため池2か所について、「ため池防災テレメーター観測所」を設置し、ため池水位、雨量の自動観測及びデータ収集を行う。同テレメーターシステムの積極的な利活用により正確かつ迅速な防災活動の実施を図る。

表 3－7 管内ため池水位観測所一覧表

観測所名	通報水位 警戒水位	余水吐底より 境訪天端まで	所在地	観測局 管理者	ため池 管理者	備考
夫婦池	余水敷高 0.4	1.4	伊賀 3 丁目 648-1	南河内農と 緑の総合事 務所長	新熊彦二	
飛鳥新池	// 0.95	2.4	飛鳥 968	//	仲村善九郎	

(4) 通報系統

通報系統は次の図のとおりとする。



3 その他の情報の収集

前項 1～2 に定めるもののほか、市長は羽曳野警察署・南河内地域防災室・富田林土木事務所その他の防災関係機関と常に連絡を取り、相互の情報交換・収集に努める。

第 2 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある次のような異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、市長、警察官等に通報する。

通報を受けた市長は必要に応じ大阪管区气象台、府及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、羽曳野警察署等の防災関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

1 水害（河川、ため池等）

- (1) 堤防の亀裂又は欠け・崩れ
- (2) 堤防からの溢水
- (3) 堤防の天端の亀裂又は沈下 など

2 土砂災害

- (1) 土石流
 - ① 山鳴り

- ② 降雨時の川の水位の低下
- ③ 川の流れの濁り及び流木の混在 など

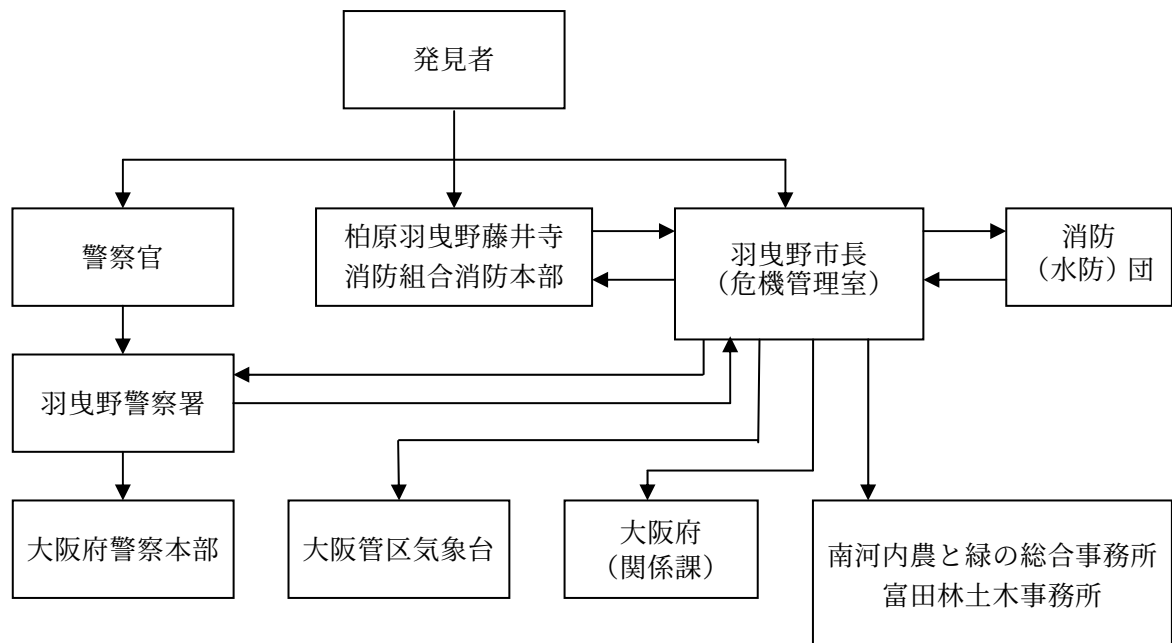
(2) 地すべり

- ① 地面のひび割れ
- ② 沢や井戸水の濁り
- ③ 斜面からの水の吹き出し など

(3) がけ崩れ

- ① わき水の濁り
- ② がけの亀裂
- ③ 小石の落下 など

図3－9 異常現象の通報伝達系統

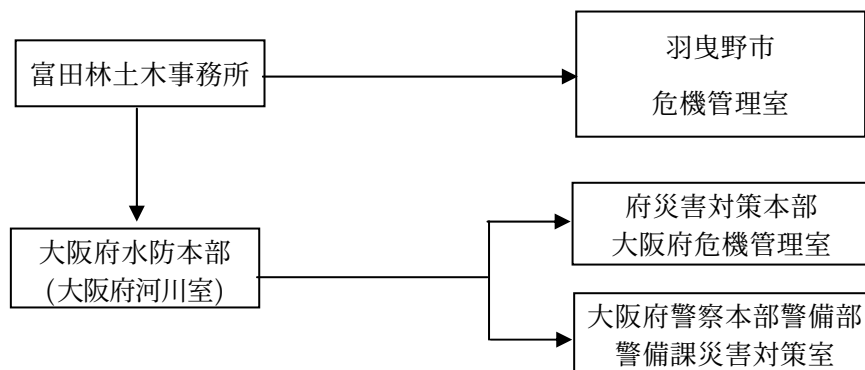


第3 水防警報及び水防情報

知事が指定する河川において、洪水による災害の発生が予想される場合、知事は、水防活動を必要とする旨の警報を発令する。（水防法第16条）

1 知事が発令する水防警報

知事が指定する河川（石川、東除川）において、洪水が生じるおそれがあると認められる場合は、大阪府が水防警報を発し、富田林土木事務所を通じて市へ通知する。



（1）水防警報発令の時期

① 準備

通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき

② 出動

警戒水位に達したとき、またはそのおそれがあるとき、あるいは、警戒水位を超えることが予想されるとき

③ 解除

水位が警戒水位下になり水防活動を必要としなくなったとき

第4 水防警戒活動

市は、市域において洪水による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。なお、羽曳野市災害対策本部が設置された場合は、同本部のもと水防活動を実施する。水防活動については、第4節に示す。

（1）水防配備のための招集体制は第1章第2節「組織動員」による。

（2）水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。

（3）重要箇所を中心に監視、警戒を行うとともに、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始し、富田林土木事務所（河川）、南河内農と緑の総合事務所（ため池）に報告する。

① 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等

② 堤防からの溢水状況

③ 樋門の水漏れ

- ④ 橋梁等構造物の異常
 - ⑤ ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れ など
- (4) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。

第5 土砂災害警戒活動

市及び府は、豪雨、暴風等によって生じる土砂災害に備える。

1 事前の危険箇所の防災パトロール及び点検の実施

市は関係機関の協力を得て梅雨前及び台風期の前に定期的に土砂災害の危険箇所の防災パトロールを実施するとともに、集中豪雨が予想されるときは、随時に防災パトロールを実施し、当該危険箇所の総点検を行い、亀裂の有無、湧水、地表水の有無、立木等の傾倒及び危険雨量等についての的確に把握しておくものとする。

2 警戒活動の基準

(1) 土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所

地区	第1次警戒体制（警戒雨量）		第2次警戒体制（避難雨量）	
	土石流 危険渓流※	急傾斜地崩壊危険箇所	土石流 危険渓流※	急傾斜地崩壊危険箇所
南河内地区	77mm	ア 当日雨量が100mmをこえた場合 イ 前日までの連続雨量が40～100mmあり、当日雨量が80mmをこえた場合 ウ 前日までの連続雨量が100mm以上あり、当日雨量が50mmをこえた場合	112mm	第1次警戒体制から、さらに時間雨量30mm程度の強い雨が降り始めた場合
警戒活動の内容	ア 各危険箇所の前兆現象の把握に努める。 イ 地元自主防災組織等の活動を要請する。 ウ 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。		ア 住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。 イ 必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難勧告、指示を行う。	

※これらの基準雨量については、大阪府土木部において行った「土石流警戒避難基準雨量設定業務(抄)」等の結果を参考に府下全域で考慮したものである。土石流の発生は、それぞれの渓流の地形・地質条件及び降雨特性により著しく異なるので、関係市町村が基準雨量を設定するにあたっては、渓流の特性を十分考慮し、関係機関と調整を行い決定する。

（２）土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報			
地 域	土砂災害発生 基準雨量	土壌雨量 指数	大雨警報発表後、気象台の短時間 降雨予測に基づき、大阪府の土砂災 害発生基準雨量および気象台の土 壌雨量指数が基準を超過すること が見込まれる場合、該当市町村に土 砂災害警戒情報を発表
南河内地区	185mm	3 位	
警戒活動の 内容	市は適時・適切に、災害対策基本法に基づく避難勧告、避難指示を行う		

※土砂災害警戒情報は個々の危険箇所における災害発生を特定するものではなく、大雨による土砂災害発生の危険度を、気象台の短時間降雨予測雨量に基づいて判定し、発表するため、第2次警戒基準到達前に発表されることがある。

また、土砂災害警戒情報が発表されなくとも、市町村は第2次警戒基準雨量に達した場合は、周辺溪流・斜面の状況や気象状況等と合わせて総合的に判定し、早期に避難勧告等発令を判断するものとする。

※土砂災害発生基準雨量

過去に当該地域で土砂災害をもたらした累積雨量の下限值であり、土砂災害発生の目安となる。

※土壌雨量指数

気象台が解析している土中に溜まった雨量の推定値。土壌雨量指数は水量であるが、土砂災害の危険度を簡潔にあらわすため、過去10年間の土壌雨量指数の相対順位(履歴順位)で示される。

（３）宅地造成工事規制区域、地すべり危険箇所

（１）・（２）を参考に、警戒活動を開始する。

３ 情報の収集及び連絡体制

（１）情報の収集伝達

市は、気象予報等の情報の収集に努めるとともに危険箇所の状況を的確に把握するため、情報伝達が円滑に実施できるよう伝達組織の整備を図る。

表 3－8 土砂災害に関する情報の伝達

土砂災害危険箇所	伝達系統		
各土砂災害危険箇所	災害対策本部	— 地元区長	— 関係住民

（２）伝達情報の内容

- ① 危険箇所及びその周辺の降雨量
- ② 斜面の地表水、湧水、亀裂状況
- ③ 斜面及び斜面上下段の竹木等の傾倒状況
- ④ 人家等建物の損壊状況
- ⑤ 住民及び滞留者数

４ 斜面判定士制度の活用

市及び府は、ＮＰＯ法人大阪府砂防ボランティア協会事務局との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

５ 情報交換の徹底

市をはじめ府、関係団体は、気象観測情報等の交換に努める。

第６ ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

１ ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

（１）上水道、下水道（市、府）

- ① 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- ② 応急対策用資機材の確保

（２）電力（関西電力株式会社羽曳野営業所）

- ① 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- ② 応急対策用資機材の確保

（３）ガス（大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部）

- ① 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- ② 応急対策用資機材の点検、整備、確保
- ③ 主要供給路線、橋梁架管等の巡回点検

（４）電気通信（西日本電信電話株式会社 大阪東支店）

- ① 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
- ② 異常事態の発生に備えた監視要員または防災上必要な要員の措置
- ③ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
- ④ 災害対策用機器の点検、出動準備または非常配置及び電源施設に対する必要な措置の実施
- ⑤ 防災のために必要な工事車両、資機材の準備
- ⑥ 電気通信設備等に対する必要な防護措置

⑦ その他安全上必要な措置

2 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

(1) 鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社）

- ① 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。
- ② 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

(2) 道路施設（市、府、西日本高速道路㈱、大阪府道路公社）

- ① 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。
- ② 交通の混乱を防止するため、う回、誘導等適切な措置を講ずる。

(3) 乗合旅客自動車運送事業者（近鉄バス株式会社、金剛自動車株式会社）

- ① あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
- ② バス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、市及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

第4節 水防活動

(市長公室、危機管理室、土木部、下水道部)

第1 計画方針

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）災害対策基本法及び大阪府水防計画に基づき、市防災計画の一環として作成するもので、洪水その他による大規模な水害の発生または発生するおそれがある場合において、洪水等を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減する目的をもって、市内各河川等に対する監視、警戒その他水防上必要な事項について定めるものとする。

第2 任 務

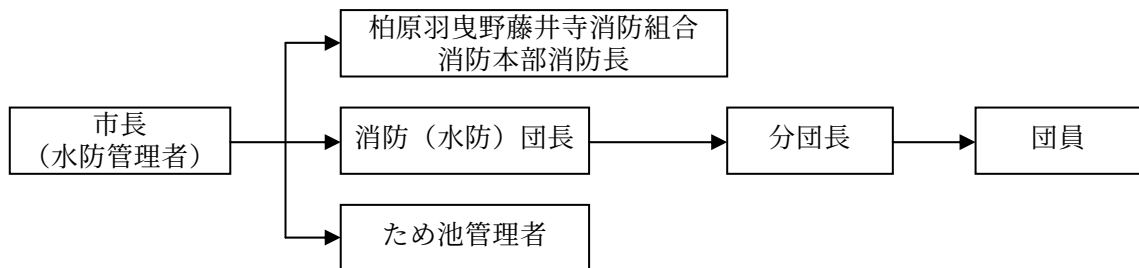
市は水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として市の行政区域内における水防を十分果たすこととする。

第3 水防組織

水防組織は、第2節「組織動員」を準用する。

第4 指揮伝達系統

水防に関する指揮及び伝達の系統は、次のとおりとする。



第5 消防（水防）団の配備

- (1) 市長は、気象予警報等を受報したとき、または種々の状況により必要と認めたときは、消防（水防）団長に対し消防（水防）団員配備を要請するものとする。
- (2) 消防（水防）団長は、市長の要請を受けたとき、または自ら必要と認めたときは、消防（水防）団員に配備を指示し、伝達するものとする。
- (3) 消防団員の配備区分は、次のとおりとする。

① 警戒配備体制（最少人員の配備）

雨量、水位その他の状況により、河川、ため池等の警戒にあたるため出動する。

② 非常配備体制

第1 配備体制 消防ポンプ自動車所属分団

第2 配備体制 消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ所属分団

第6 各分団の受持区域

各分団の受持区域は次の表のとおりとする。

表3-9 各分団の受持区域

地区団名	受持区域	主な河川、ため池	備考
古市地区団	古市地区	石川、大乘川、大水川	
高鷲地区団	高鷲地区	東除川、新池、皿池	
埴生地区団	埴生地区 羽曳が丘地区	東除川、芋地池、雨ヶ池、夫婦池	
西浦地区団	西浦地区	大乘川、乙が池、戸刈池	
駒ヶ谷地区団	駒ヶ谷地区	飛鳥川、新池、梅川	
丹比地区団	丹比地区	東除川	

第7 水防資器材

市は、水防活動が十分に実施できるよう水防資器材を準備しておくとともに、保有状況を常に的確に把握し、災害時には現場への配送、輸送を迅速に行い、水防作業を円滑に実施できるよう措置するものとする。

なお、羽曳野市備蓄物資一覧表は、資料編 資料22のとおりである。

第8 水防信号

水防法第20条に基づき、水防に用いる信号は次のとおりとする。

表3-10 水防信号

警鐘信号				サイレン信号			
第1 信号	○休止	○休止	○休止	約 5 秒約 15 秒約 5 秒約 15 秒約 5 秒約 15 秒	○— 休止	○— 休止	○— 休止
第2 信号	○—○—○	○—○—○	○—○—○	約 5 秒約 6 秒約 5 秒約 6 秒約 5 秒約 6 秒	○— 休止	○— 休止	○— 休止
第3 信号	○-○-○-○	○-○-○-○	○-○-○-○	約 10 秒約 5 秒約 10 秒約 5 秒約 10 秒約 5 秒	○— 休止	○— 休止	○— 休止
第4 信号	乱打			約 1 分	約 5 秒約 1 分	約 5 秒	
				○—	休止	○—	休止
	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号およびサイレン信号を併用すること。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。						

第1信号 河川では量水標が警戒水位に達し、洪水のおそれがあることを知らせるもの。

第2信号 水防団員および消防機関に属する者が、直ちに出動すべきことを知らせるもの。

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの。

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立退くべきことを知らせるもの。

第9 情報連絡

次の基準に従って、情報連絡を緊密に行うものとする。

- (1) 市長と消防（水防）団長は、気象予警報等、雨量、水位の状況等を相互に通報し合うこと。
- (2) 消防（水防）団長は出動した団員から現場の状況等を収集し、逐一市長に報告すること。
- (3) 市長は、常に富田林土木事務所長、南河内地域防災監、南河内農と緑の総合事務所長、羽曳野警察署長等と連絡をとり、情報を収集し、提供し合うこと。

第10 応援要請

市長は、市職員、市消防団員だけでは必要な措置がとれないときは、隣接市町長に対し、資器材、要員の応援を要請する。

第5節 事前措置及び警戒区域の設定

(市長公室、危機管理室、土木部、下水道部)

災害を拡大させるおそれのある設備物件等の措置、住民等に対する応急措置等への従事命令は、次のとおり行う。

第1 事前措置

1 市長の事前措置

- (1) 市長は、災害対策基本法第59条1項の規定に基づき、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備または物件の占有者、所有者または管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備または物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。
- (2) 災害を拡大させるおそれがあると認められる設備または物件とは次のとおりであるが、日常から防災パトロール等により調査し、実情を把握しておく。
 - ① 台風が発生するおそれのある場合の流木
 - ② 出水期、台風期の宅地造成及び各種土木、建築工事
 - ③ 石油、ガス、化学薬品等の危険物
 - ④ 老朽家屋及び構築物
 - ⑤ その他の設備または物件

2 警察署長に対する事前措置の指示に関する要求

市長は、災害対策基本法第59条2項の規定に基づき、羽曳野警察署長に前項の各号に掲げる事前措置の指示に関し要求する。なお、羽曳野警察署長は、この指示を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知するものとする。

第2 警戒区域の設定

住民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

1 設定者

- (1) 市長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)
- (2) 知事は、市が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは市長が実施

すべきこの応急対策の全部または一部を代行する。(災害対策基本法第 73 条)

- (3) 警察官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む）が現場にいないとき、または市長から要請があったときは警戒区域を設定する。(災害対策基本法第 63 条)
- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。(災害対策基本法第 63 条)
- (5) 消防吏員または消防団員は、火災等の現場において、消防警戒区域を設定する。(消防法第 28 条、36 条)
- (6) 消防長または消防署長は、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する。(消防法第 23 条の 2)
- (7) 警察署長は、消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は火災警戒区域を設定する。(消防法第 23 条の 2)
- (8) 水防団長、水防団員は、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。(水防法第 21 条)
- (9) なお、警察官は、上記の消防法第 28 条、第 36 条、水防法第 21 条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

2 警戒区域設定の基準

警戒区域設定の基準は次のとおりである。

- (1) 大雨等により河川の水位が上昇し、危険な状態が発生した場合
- (2) 地すべり、山崩れ、がけ崩れが発生し、または発生するおそれがある場合
- (3) 火災が発生し、強風等により付近に延焼のおそれがある場合
- (4) 石油、ガス、化学薬品の火災等が発生し、非常に危険な状態となった場合、あるいは、付近の危険物に延焼するおそれがある場合

3 規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、その旨付近の住民に周知させるとともに、退去の確認または立ち入り禁止の措置を講じ、必要に応じ住民の避難等を実施し、周知の交通の規制を行うとともに、警察署の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

第3 公用負担

1 他人の物件の使用または収容

市長は、羽曳野市の地域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合

において応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、市の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、または土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用する。

2 物件使用の通知

前項の措置をとったときは、土地、建物等の占有者等に対して、当該土地建物等の名称種類等を通知する。

3 工作物等の除去

応急措置を実施するため必要と認めるときは、現場の災害を受けた工作物または物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとる。
工作物等を除去した時はこれを保管するとともに当該工作物の名称種類を公示する。

4 従事命令

(1) 市長の従事命令

応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、羽曳野市区域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させる。

(2) 警察官の従事命令

警察官は応急措置を実施するため緊急の必要があると認める場合で、その現場に市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市職員がいなくともまたはこれらの者から要求があったときには、羽曳野市区域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

この場合において、市長の職権を行ったときは警察官は直ちにその旨を市長に通知する。

第6節 避難誘導

(市長公室、総務部、生活環境部、下水道部、危機管理室)

市は、災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関と相互に連携し、避難準備情報、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講ずるものとする。

表3-11 三段階の避難勧告等一覧

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (災害時要援護者避難)	・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

第1 避難の準備の指示

1 知事の措置

知事またはその命を受けた職員若しくは水防管理者は、河川及びため池で警戒水位に達し、洪水により被害が発生するおそれがある場合は、その必要な地域の住民に対し、広報車等により避難の準備を指示する。災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は避難行動を開始する。

2 市長の措置

市長は、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、その他危険箇所において、各危険地

域毎の基準に従い第2次警戒体制（以上の警戒体制）をとった場合に、広報車等により住民に避難の準備を広報する。災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は避難行動を開始する。

第2 避難の勧告・指示

市長は、住民の生命または身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための勧告・指示を行う。

1 勧告・指示者

- (1) 市長は、住民の生命または身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを勧告・指示する。（災害対策基本法 60 条）
- (2) 知事は、市が事務の全部または大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部または一部を市長に代わって行う。（災害対策基本法第 60 条）
- (3) 知事またはその命を受けた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。（地すべり等防止法第 25 条）
- (4) 警察官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、または、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。（災害対策基本法第 61 条）
- (5) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。（自衛隊法第 94 条）
- (6) 知事、その命を受けた府職員または水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。（水防法第 29 条）

2 勧告・指示の住民への周知

市長は、勧告または指示にあたっては、警察官、地元消防団員、自治会の責任者（区長等）の協力を得て防災行政無線（同報系）、広報車、サイレン等により、避難の勧告・指示が出された地域名、避難先、避難理由等を明示し、危険箇所の住民に避難を周知させ、その徹底を図り避難者の誘導にあたる。

- (1) 勧告者または指示者
- (2) 避難対象地域
- (3) 避難先
- (4) 避難経路
- (5) 避難理由
- (6) 避難時の注意事項

3 勧告及び指示の伝達

避難の勧告または指示の伝達は、警察署、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部等の協力を得て、当該地域の住民に対し迅速かつ的確に伝達する。

4 避難路の確保

市及び警察署、道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

表 3－12 避難勧告等の発令基準

洪水予報河川（大和川、石川）

	発令時期	判断材料
避難準備情報 （災害時要援 護者避難）	・洪水警報が発表され、危険水位に到達すると予想される時間には災害時要援護者の避難が完了するようなタイミングで避難準備情報を発令する。 ・既存の公表されている各種情報を踏まえ、総合的見地から災害時要援護者の避難が必要と考えられる場合	・警戒水位を基準にするのは安全側過ぎるため、危険水位を指標とする。 ・洪水警報（危険水位を超えると予想されるとき発表される） ・洪水警報の発表時に、○時間後の予想水位が河川管理者及び大阪管区気象台から提供されるため、これを基に避難準備情報を出すタイミングを計る。 ・発令区域は浸水想定区域図に基づいて決定する
避難勧告	・洪水警報が発表され、危険水位に到達すると予想される時間には一般住民の避難が完了するようなタイミングで避難勧告を発令する。 ・既存の公表されている各種情報を踏まえ、総合的見地から一般住民の避難が必要と考えられる場合 ・破堤につながるような漏水等の発見	同上
避難指示	・堤防が決壊した場合 ・破堤につながるような大量の漏水や亀裂等を発見した場合 ・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故） ・危険水位に到達した場合	・発令区域は浸水想定区域図に基づいて決定する

水位情報周知河川（東除川）

	発令時期	判断材料
避難準備情報 （災害時要援 護者避難）	警戒水位を超え、特別警戒水位に到達すると予測されるとき	- 洪水予報はできない - 水上昇速度が速い - 警戒水位を基準にするのは安全側過ぎるため、特別警戒水位を指標とする。 - 発令区域は浸水想定区域図に基づいて決定する
避難勧告	- 特別警戒水位に到達したとき - 破堤につながるような漏水の発見・通報があった場合 - 既存の公表されている各種情報を踏まえ、総合的見地から一般住民の避難が必要と考えられる場合	- 特別警戒水位への到達情報 - 水上昇速度が速い - 発令区域は浸水想定区域図に基づいて決定する
避難指示	- 破堤につながるような大量の漏水や亀裂等を発見した場合 - 水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故） - 危険水位相当水位（定められている場合）に到達した場合	- 水上昇速度が速い - 発令区域は浸水想定区域図に基づいて決定する

その他の河川（水位情報が周知されない中小河川、水路等）

	発令時期	判断材料
避難準備情報 （災害時要援 護者避難）	近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い場合	- 洪水予報はできない - 水上昇速度が速い - 発令区域は地形、過去の浸水実績等に基づき決定する。また、随時、河川管理者等と協議する。
避難勧告	近隣で浸水が拡大	同上
避難指示	近隣で浸水が床上に及んでいる場合	同上

土砂災害（崖崩れ、土石流）

	発令時期	判断材料
避難準備情報 （災害時要援 護者避難）	・ 近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化）の発見 ・ 土砂災害警戒情報が発表されたとき	・ 土砂災害警戒情報 ・ 土砂災害警戒情報を補足するための情報 ・ 発令区域は、土砂災害警戒区域等
避難勧告	・ 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）の発見	同上
避難指示	・ 近隣で土砂災害が発生 ・ 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見	同上

第3 避難者の誘導

1 市

住民の避難誘導に際し、警察署の協力を得るとともに、自主防災組織や町会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行い、府が示す指針に基づき、市が作成するマニュアルに則して、災害時要援護者の確認と誘導に配慮する。

- (1) 避難者の誘導は、本部職員及び地区班によって消防職員及び市職員等が警察官と連携をもって行い、補助誘導員として赤十字奉仕団員等の協力を得るものとする。
- (2) 誘導にあたっては、定められた避難所へ自治会単位での集団避難を心がけ、妊産婦、傷病人、高齢者、幼児、障害者及びこれらの者に必要な介助者を優先して行うものとする。
- (3) 避難路については、安全を十分確認し、誘導標識を設置するなど特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープの設置、また、夜間においては可能な限り投光器、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期すものとする。
- (4) 避難にあたっては、携帯品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

第4 避難所の開設等

避難所の開設、運営については、第2章第14節「避難所の開設・運営」を参照。

第2章 災害発生後の活動

第1節 災害情報の収集伝達

(全庁)

市及び防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行うものとする。

第1 情報収集伝達経路

市は、可能な限り関係部課にわたる被害情報等を取りまとめ報告する。情報の連絡の流れ及び各関係機関の連絡先は図3-10、表3-13のとおりである。

第2 防災関係機関の情報収集伝達

災害発生後、直ちに被害情報等の収集活動を実施し、状況の把握に努めるとともに、次の施設等を所管する関係機関は、府に速やかに報告する。

河川、ため池、砂防、道路・交通施設、上水道、下水道、電力、ガス、電気通信、鉄軌道、医療機関、その他

第3 市における情報収集伝達

災害発生後、直ちに防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。

1 被害状況の把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、府をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。

- (1) 消防機関への通報状況
- (2) 警察署からの情報（通報状況等）
- (3) 防災関係機関からの情報
- (4) 自主防災組織、住民等からの情報
- (5) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- (6) その他

図3-10 災害時の情報連絡の流れ

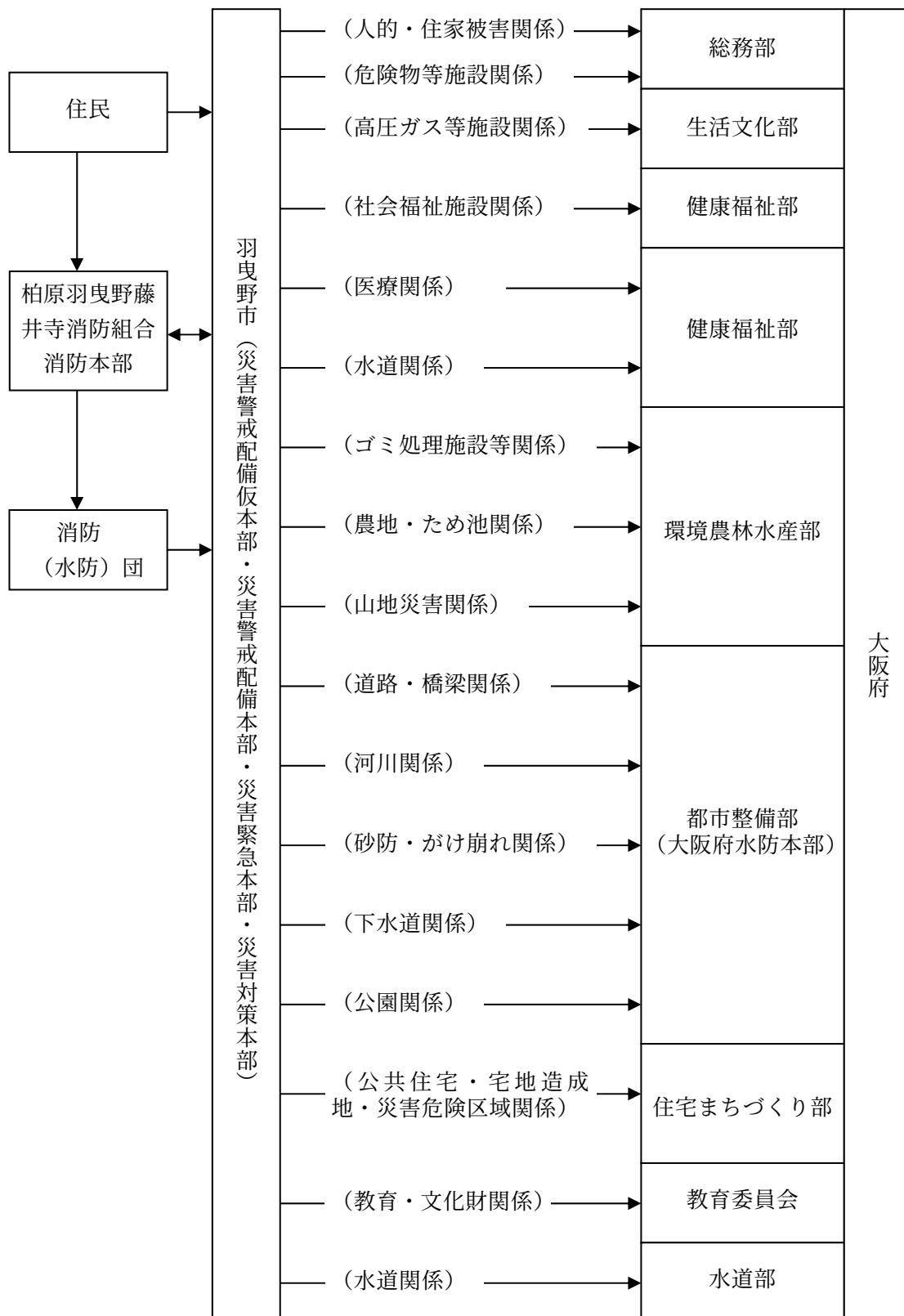


表 3-13 防災関係機関の所在地と連絡先

機関名	連絡先	所在地	指定電話	大阪府防災無線番号
(国関係) 大阪管区气象台	予報課	大阪市中央区大手前 4-1-7 6	06 (6949) 6303	816-8930
(大阪府関係) 大阪府庁	危機管理室	大阪市中央区大手前 2	06 (6941) 0351 (代表) 06 (6944) 6022 (直通) 06 (6944) 6022 (夜)	200-4871 200-8920
南河内農と緑の 総合事務所	地域政策室	〃	〃	304-8920
南河内地域防災 推進室		富田林市寿町 2-6-1	0721 (25) 1131	304-8900
富田林土木事務所	総務企画課 企画グループ	富田林市寿町 2-6-1	0721 (25) 1131	304-8910
藤井寺保健所	総務課	藤井寺市藤井寺 1-8-3 6	072 (955) 4181	
大阪府南部流域 下水道事務所		松原市上田 6-2-2 8	072 (334) 1771 (内 320) 0721 (25) 1186 (緊急)	
松原建設事業所	建設課 治水第 1 係	松原市上田 4-6 8 5-1	072 (335) 4550 (内 71)	
羽曳野警察署	警備課	羽曳野市誉田 4-2-1	072 (952) 1234	
大阪府水道部 南部水道事業所		和泉市伏屋町 5-7-1 0	0725 (57) 2181 (内線 311~314)	260-418-311 ~314
(市関係) 羽曳野市 消防団本部		羽曳野市誉田 4-1-1	072 (956) 0119	
柏原羽曳野藤井寺 消防組合消防本部	通信指令室	藤井寺市青山 3-6 1 3-8	072 (958) 0119	447-0
羽曳野市水道局		羽曳野市誉田 4-1-1 総合福祉センター内	072 (958) 1111	
(公共機関等) 西日本電信電話株式 会社大阪東支店	災害対策室	大阪市中央区博労町 2-5-1 5	06(6253)4296	
関西電力株式会社 羽曳野営業所		羽曳野市軽里 1-1 2 7	072 (956) 3381	
大阪ガス株式会社 導管事業部 南部導管部	司令室	堺市堺区住吉橋町 2-2-1 9	072 (238) 2394	
近畿日本鉄道株式会 社古市駅	駅長	羽曳野市古市 1-1-2 2	072 (956) 0016	
羽曳野市医師会		羽曳野市誉田 4-2-3	072 (956) 1000	

(隣接市町関係) 柏原市役所	総務部 危機管理室	柏原市安堂 1－5 5	072 (972) 1501	521-8900
藤井寺市役所	防災室 危機管理課	藤井寺市岡 1－1－1	072 (939) 1111	526-8900
松原市役所	総務部 市民安全課	松原市阿保 1－1－1	072 (334) 1550	517-8900
太子町役場	住民部 地域振興防災室	太子町大字山田 8 8	0721 (98) 0300	540-8900
富田林市	総務部 危機管理課	富田林市常盤町 1－1	0721 (25) 1000	514-8900
堺市	総務局 危機管理室	堺市堺区南瓦町 3－1	072 (233) 1101	501-8900

2 府及び国への報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第 53 条第 1 項並びに消防組織法第 22 条に基づく災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（平成 16 年 9 月消防震第 66 号）により、基本的に府に対して行う。

- (1) 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。
- (2) 府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。
- (3) 応急措置が完了した後、速やかに府に災害確定報告を行う。

3 報告の基準

市は、次に掲げる項目に該当する場合は、府など関係機関に報告する。

(1) 一般基準

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- ② 市が災害対策本部を設置したもの。

(2) 個別基準

- ① 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ② 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

4 直接即報基準に該当した場合の報告

即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報を府に対してだけでなく国（消防庁）に対しても原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

災害を対象とした直接即報基準は、地震が発生し、市の区域内で震度 5 強以上を記録し

たもの（被害の有無を問わない）であり、風水害についての直接即報基準は定められていない。

5 被害状況等の調査

（１）被害状況の調査

被害状況の調査を担当する各課長は、災害の推移に応じて時間を区切って被害状況を調査し、その調査事項をとりまとめ、危機管理室長に報告する。

（２）被害の記録

被害状況の写真は、被害状況の確認の資料として、また、記録保存のため貴重なものとなるため、被害状況がわかるように撮影する。

（３）被害調査の事務分担

被害調査の事務分担は次の表のとおりとする。

表 3－14 被害調査の事務分担

担当部	被害調査の項目
総務部	被害調査状況の収集に関すること。 被害最終報告書の作成に関すること。 家屋・土地・設備等の被害調査に関すること。 市有財産（普通財産）の被害調査に関すること。 庁舎の被害調査に関すること。
市民人権部	所管施設（市営住宅含む）の被害調査に関すること。
保健福祉部	所管施設の被害調査に関すること。
市民人権部	支所の被害調査に関すること。
土木部	道路・橋梁・交通安全施設及び排水路の被害調査に関すること。 公園施設及び街路樹の被害調査に関すること。
下水道部	河川・土砂災害、下水道施設、排水路等の被害調査に関すること。
生活環境部	農作物・農林・商工施設等の被害調査に関すること。 ため池の被害調査に関すること。 ゴミ処理場の被害調査に関すること。
教育委員会	教育施設の被害調査に関すること。 文化財の被害調査に関すること。
都市開発部	所管施設（市営住宅を除く）の被害調査に関すること。
水道局	水源施設及び送配水管の被害調査に関すること。

6 府への報告要領

市長は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、大阪府防災情報システムの端末を利用して府（危機管理室）に被害の状況等を報告する。また、同システムが被害等により使用できない場合は、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等により報告する。

なお、報告は次の区分によることとする。被害報告の様式は、資料編 資料 18 及び資料 19 に示す。

（１）発災直後の報告

府「災害概況即報」について電話等により報告するとともに、避難、救護の必要性、並びに災害拡大のおそれ等災害応急対策上必要と認められる事項について、その概要を報告する。

（２）中間報告

発生直後の報告を行ってから、被害状況の詳細が判明した場合または被害状況等に大きな変化があった場合は、直ちにその内容を「第４号様式（その１）被害状況即報」に沿って報告する。

（３）最終報告

応急措置が完了した場合は、「第１号様式 被害確定報告」に掲げる項目について、電話等により報告するとともに、事後速やかに文書により報告する。

なお、被害状況調査の報告基準は、資料編 資料 17「被害状況調査の報告基準」によるものとする。

第４ 通信手段の確保

1 市等の措置

市及び防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

2 西日本電信電話株式会社の措置

西日本電信電話株式会社（大阪東支店）は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。

第５ 羽曳野市地域防災無線の運用体制

地域防災無線を中心とした通信連絡体制は、次のとおりとする。なお、市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部の地域防災無線等の系統は、第２部災害予防対策計画の図２－１及び図２－２を参照。

1 災害対策本部設置後の通信連絡窓口

本計画における災害対策本部及び市防災会議への通信連絡は、特に定める場合を除き、市役所に設置される災害対策本部長室において処理する。本部長室においては、地域防災無線、電話その他の通信設備を設置する。

2 災害対策本部設置前の通信連絡窓口

(1) 通常の勤務時間内

災害対策本部が設置されるまでの間、通信連絡は、特に定める場合を除き市長公室危機管理室が担当する。

(2) 勤務時間外の夜間及び休祭日

災害対策本部が設置されるまでの間、通信連絡は、柏原羽曳野藤井寺消防本部を窓口とする。

3 本部長室の開設準備

災害対策本部が設置されたときは、直ちに次の措置をとる。

(1) 本部長室の用に供するため、会議室の使用を停止し、または禁止する。

(2) 本部長室の開設に必要な通信その他の設備を整備する。

危機管理室は、本部長室の開設準備が終了したときは、直ちに通信連絡事務従事者を配置し、各機関の連絡責任者に通知する。

4 通信連絡事務従事者の指名

市各部は、情報の収集及び伝達に係る事務に従事させるため、あらかじめ所要の通信連絡事務従事者を指名し、通信連絡事務に従事させる。

5 通信連絡の方法

(1) 通信連絡の原則

通信連絡は、簡略かつ明瞭に行う。

(2) 文書主義

通信連絡は、文書により行うことを原則とし、発信は、文書に基づき、受信した事項は、文書に記録しておく。

(3) 通信連絡事項

通信連絡事項の件名末尾には、その内容を類別できる用語を通知、要請、指示、命令、報告等のように表示する。

6 通信統制

重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、通信回線を確保する必要があるときは、危機管理室長は地域防災無線の統括を行う者と協議して、次により通信の統制を行う。

(1) 端末局の使用の禁止

庁内に設置した端末局の使用は、原則として禁止する。

(2) 携帯局の集結

すべての携帯局は、災害対策本部に集結させる。

(3) 携帯局の搬出

災害対策本部に集結した携帯局は、危機管理室長の指示に基づいて搬出し、使用する。

(4) 通話の統制

携帯局からの通話は、すべて災害対策本部に対して行うものとし、原則として、携帯局相互の通話は、禁止する。

(5) 一斉指令

災害対策本部は、すべての無線局に対し、一斉に情報の伝達を行う。

第6 電気通信設備の優先使用

防災関係機関は、災害発生 of 通報、人命救助、被災者の救助及び応急復旧等に関し緊急に通報することが必要なときは、西日本電信電話株式会社に対し非常緊急扱いの電話を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常（緊急）通信を行うものとする。また、あらかじめ指定された災害時優先電話により通信連絡を確保する。

第2節 災害広報

(市長公室、危機管理室)

市及び防災関係機関は、相互に協議調整し、被災者をはじめ、広く住民に対し、正確かつきめ細かな情報を提供するものとする。

第1 災害広報

市及び府は、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。

1 広報の内容

(1) 災害発生直後の広報

- ① 気象等の状況
- ② 災害時要援護者への支援の呼びかけ
- ③ 土砂災害（二次的災害）の危険性 など

(2) その後の広報

- ① 被災状況とその後の見通し
- ② 被災者のために講じている施策
- ③ ライフラインや交通施設等の復旧状況
- ④ 医療機関などの生活関連情報
- ⑤ 交通規制情報
- ⑤ 義援物資等の取扱い など

2 広報の方法

- (1) 広報「はびきの」の内容変更・臨時発行等
- (2) 広報車による現場広報
- (3) 市防災行政無線による地区広報
- (4) 避難所、避難地への職員の派遣、電光掲示板・広報紙・ちらしの掲示・配布
- (5) 自治会等住民組織による方法
- (6) 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- (7) ヘリコプターなど航空機の活用
- (8) インターネットの活用
- (9) 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮したきめ細かな広報

3 災害時の広報体制

- (1) 災害広報責任者による情報の一元化
- (2) 広報班の設置
 - ① 広報資料の作成
 - ② 防災関係機関との連絡調整

第2 報道機関との連携

市及び防災関係機関は、報道機関と連携して広報活動を実施する。

1 緊急放送の実施

市長は、必要に応じて、災害対策基本法第57条の規定により、日本放送協会（大阪放送局）、一般放送事業者（朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802、関西インターメディア株式会社）に対し、放送の実施を求めることとする。

なお、その他次のような場合に緊急時の放送を行うこととなっている。

- (1) 「災害時における放送要請に関する協定書」に基づき、知事の放送要請があった場合
- (2) その他独自の非常災害対策規定に基づき緊急放送を行う。

2 報道機関への情報提供

災害に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

3 災害時要援護者に配慮した広報

市長は、広報や放送の実施にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用など、高齢者や障害者、外国人への情報提供にも努める。

第3 広聴活動の実施

1 広聴窓口の開設

市は、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた広聴窓口を開設し、積極的に広聴活動を実施する。

2 住民からの要望等の処理

住民からの災害に関する要望事項は、直ちに所管部局または関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努める。

第3節 広域応援等の要請受け入れ

(危機管理室)

市は、住民の生命または財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに他市町村等に対し、応援を要請するとともに、受け入れ体制を整備し、被災者の救助など応急対策に万全を期するものとする。

第1 府への応援要請

1 要請の方法

市長は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めたときは、災害対策基本法第68条に基づき、知事に対して次の必要事項を記載した文書をもって、応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出する。

2 派遣要請の内容（必要記載事項）

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を要請する理由
- (3) 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- (4) 応援を必要とする活動内容
- (5) その他必要な事項

第2 近隣市町村への応援要請

1 要請の方法

市長は、「災害相互応援協定」に基づき、中河内及び南河内地域の市町村に被害状況等を連絡し、必要とする応援の内容について、文書により要請を行う。

ただし、そのいとまがないときは、口頭または電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出する。

2 応援の内容

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供
- (2) 被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 情報収集及び災害応急活動に必要な人的応援の提供
- (5) その他特に必要な事項

第3 広域応援協定市への応援要請

広域応援協定市への応援要請は、次の方法で行う。

1 要請の方法

市長は、「三市災害相互応援協定」に基づき、速やかに田辺市（和歌山県）及び橿原市（奈良県）に被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがないときは、電話またはファクシミリ等により広域応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出する。

2 応援の内容

- （１）食料、飲料水及び生活必需物資の提供
- （２）被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供
- （３）施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- （４）情報収集及び災害応急活動に必要な人的応援の提供
- （５）その他特に必要な事項

第4 緊急消防援助隊の派遣要請

市長は、災害の範囲が拡大し、柏原羽曳野藤井寺消防組合の消防力をもって対処できないと判断したときは、知事に対し消防庁へ緊急消防援助隊の派遣を要請する。

第5 職員の派遣及び派遣のあっせん要請

1 要請の方法

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、本市職員のみでは対応できないと認めた場合に、他の地方公共団体、指定地方行政機関の長、特定公共機関に対する職員派遣要請を行う。（地方自治法第252条の17または災害対策基本法第29条第2項）

また、知事に対する指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関の職員派遣のあっせん要請を行う。（災害対策基本法第30条第1項、第2項）

要請にあたっては、次の必要事項を記載した文書で行う。

ただし、そのいとまがないときは、電話またはファクシミリ等により広域応援の要請を行い、後日文書を速やかに提出する。

2 派遣要請の内容（必要記載事項）

- （１）派遣及び派遣のあっせんに要請する理由
- （２）派遣及び派遣のあっせんに要請する職員の職種別人員数
- （３）派遣及び派遣のあっせんを必要とする期間

- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

第6 広域応援等の受け入れ

市は、広域応援等を要請したときは、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、適切な場所へ受け入れる。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

1 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、警察署等と連携し、被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

2 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

3 宿泊施設等の準備

広域応援部隊の要員に対し、宿泊施設等の場所の確保を行う。

4 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第4節 自衛隊の災害派遣要請

(市長公室、危機管理室)

市長は、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図るとともに、住民の人命または財産を保護するため必要と認めた場合は、府を通じて、自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

第1 派遣要請

1 知事への要請

市長が、知事（府危機管理室）に対して自衛隊の災害派遣要請を要求しようとする場合は、災害派遣要請要求書に定められた事項を明らかにし、電話または口頭をもって要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。（資料編 資料 20 参照）

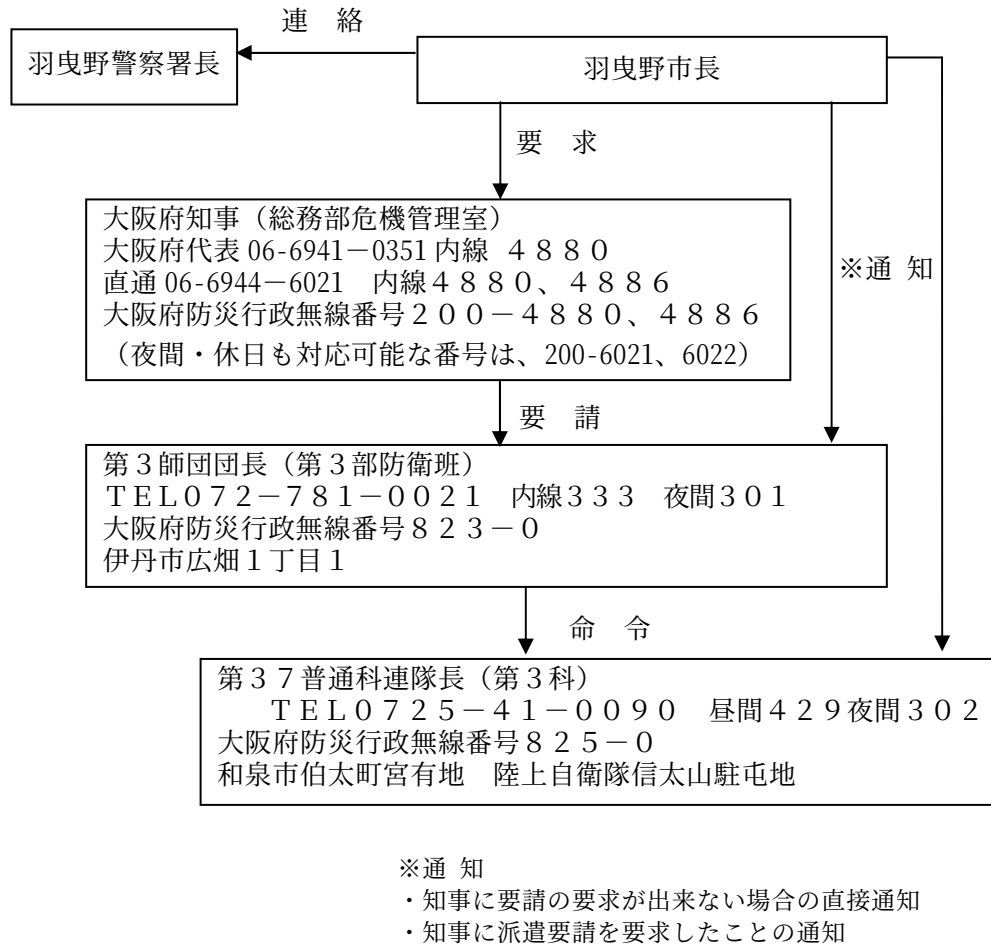
2 市長の直接通知

市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

3 自衛隊に対する情報の提供

市長は、自衛隊の災害派遣を考慮する場合、自衛隊に対する災害派遣の要請の有無にかかわらず、できる限り早期に災害関係情報等を自衛隊に提供するものとする。

図 3-11 自衛隊の派遣要請及び情報の提供



第2 自衛隊の自主派遣基準各位

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

- （1）災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- （2）災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長、警察署長等から災害に関する通報を受け、または部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- （3）災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合

- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

第3 派遣部隊の受け入れ

1 派遣部隊の誘導等

- (1) 府は、自衛隊に災害派遣を要請した場合は、警察署及び災害派遣を依頼した市をはじめ防災関係機関に、その旨連絡する。
- (2) 警察署は、自衛隊の災害派遣に伴う誘導の要請があった場合は、被災地等へ誘導する。

2 受け入れ体制

- (1) 他の機関との競合重複の排除
- 市長は、自衛隊の活動が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう事前に関係機関の長と協議連絡し、効率的、重点的に作業が分担できるよう配慮する。
- (2) 連絡員等の配置
- 派遣された部隊が円滑かつ効率的な救援活動ができるよう部隊が活動を行う期間、羽曳野中学校を部隊の現地本部として提供するとともに、市もこれに合わせ連絡所を開設し連絡員を配置することにより、部隊の誘導及び災害対策本部との連絡を行う。
- (3) 作業計画及び資機材の準備
- 自衛隊に対する作業を要請するに当たっては、先行性のある計画を樹立するとともに、応急救援活動の実施に必要な資機材をあらかじめ準備し、使用に際しての管理者の了解を取りつけておくなど、作業が円滑に進展するよう配慮するものとする。
- (4) 仮泊予定地
- 派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう、仮泊予定地として羽曳野中学校(体育館)を指定する。
- この場合、災害応急措置に必要な最小限の期間、学校教育に支障のないよう留意する。
- (5) ヘリコプター発着可能地点
- 市は、市内のヘリコプター発着可能地点として指定した羽曳野市青少年児童センターと府立呼吸器・アレルギー医療センターについて準備に万全を期する。また、この他にも、主たる災害地域等に近い発着可能地がある場合は、別に選定することができるものとする。

第4 派遣部隊の活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

2 避難の援助

避難の命令等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 避難者等の搜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して搜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

5 消防活動

「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。

6 道路または水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開、または除去に当たる。

7 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

9 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

10 物資の無償貸付または譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、または救じゅつ品を譲与する。

11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

12 その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第5 撤収要請

市長は作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したときまたは、その必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊その他関係機関と協議の上、速やかに電話または口頭により知事（危機管理室）に撤収要請を要求するものとする。

なお、事後進やかに要求文書を提出するものとする。（資料編 資料 20 参照）

第5節 災害対策要員確保

(保健福祉部、危機管理室)

第1 計画方針

災害時には市の職員のみでは不十分なので、労力の不足を補い救助作業の円滑な推進を図るため、労働者等の確保に努めるものとする。

第2 労働者確保の種別

災害時において、市の職員では不十分なとき、労働の不足を補い応急対策活動の円滑な推進を図るため、次のとおり労働者の確保に努めるものとする。

- (1) 災害対策実施機関の常用労働者及び関係者等の労働者の動員
- (2) 赤十字奉仕団などの隣保民間奉仕団の協力動員
- (3) 公共職業安定所の斡旋供給による一般労働者の動員
- (4) 緊急時などにおいて従事命令などによる労働者の動員

第3 公共職業安定所の労働者供給要請

1 公共職業安定所への要請

公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要労働者の供給斡旋を依頼するものとする。

- (1) 必要労働者数
- (2) 男女別内訳
- (3) 作業の内容
- (4) 作業実施期間
- (5) 賃金の額
- (6) 労働時間
- (7) 作業場所の所在
- (8) 残業の有無
- (9) 労働者の輸送方法
- (10) その他必要な事項

2 賃金

賃金は、原則として市内における同職種に支払われる額とする。

第4 民間人の従事

市長は、市域に災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

市は、災害応急対策を実施するための人員の確保が必要となった場合は、次の各法令に従って要員の確保に努めるものとする。

1 命令の種類と執行者

表3-15 民間人の応急対策事業等への従事命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急措置全般	従事命令	災害対策基本法第65条第1項 第2項	市長警察官
災害救助	従事命令 協力命令	災害救助法第24条 災害救助法第25条	知事
災害救助を除く応急措置全般	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条第1項 第2項	知事 市長（委任を受けた場合）
災害応急措置全般	従事命令	警察官職務執行法第4条第1項	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者 水防団長 消防機関の長

2 命令対象者

表3-16 命令の対象者

命令区分	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 (災害応急対策及び救助作業)	1 医師、歯科医師及び薬剤師 2 保健師、助産師及び看護師 3 土木技術者及び建築技術者 4 大工、左官及びとび職 5 土木・建築業者及びその従事者 6 地方鉄道業者及びその従事者 7 軌道経営者及びその従事者 8 自動車運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 (災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者の協力命令
災害対策基本法による市長、警察官または海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	当該市町村の区域の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害応急対策全般)	その場に居合わせた者及びその物件の管理者、その他関係者

水防法による水防管理者、水防団長または消防機関の長の従事命令（水防作業）	水防の現場にある者または区域内に居住する者
消防法による消防吏員または消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者

3 公用令書の交付

従事命令若しくは協力命令を発するときまたは発した命令を変更し、若しくは取り消すときは、公用令書を交付するものとする。

4 費用

知事又は知事の委任を受けた市長が、災害対策基本法第 71 条の規定に基づいて発した従事命令により災害応急対策に従事した者に対しては、災害対策基本法第 82 条により府が実費を弁償するものとする。

5 損害補償

従事命令または協力命令により災害応急対策に従事した者がそのことにより死亡し、負傷または疾病にかかった場合には、災害対策基本法第 84 条または災害救助法第 29 条の規定によりその損害を補償する。

第 5 市内各組織の活用

1 協力の要請

市長は、住民の自主防災を促進した応急救助業務を円滑に行うため、次に掲げる団体に対し、救助活動等の奉仕協力を依頼する。

- (1) 区長会
- (2) 社会福祉協議会
- (3) 日赤奉仕団
- (4) 民生委員
- (5) 農業委員
- (6) 水利委員
- (7) 青年団
- (8) 自警団
- (9) 婦人防火クラブ

2 活動範囲

依頼を受けた団体の協力奉仕活動の範囲は次のとおりとする。

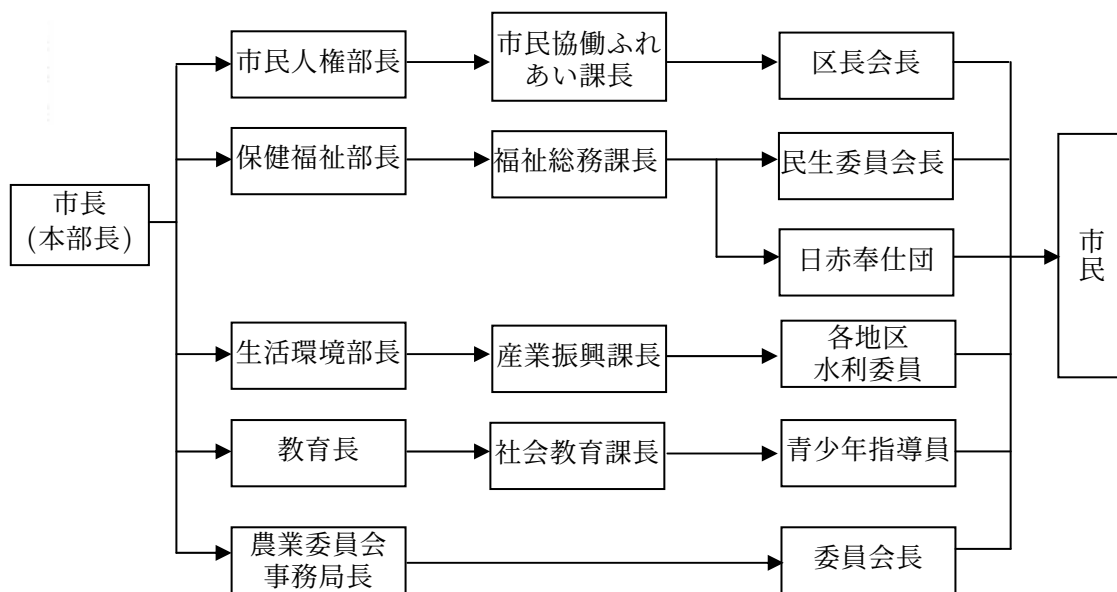
- (1) 被害に関する各種連絡
- (2) 避難誘導及び避難者の世話

- (3) 救援物資の配分
- (4) 炊き出し
- (5) 医療及び助産の応援
- (6) 防疫及び清掃の実施
- (7) その他災害応急対策に関する作業

3 連絡系統

各団体への連絡系統は次の系統図により行う。

図3-12 各団体への連絡系統



第6 関連業界団体等の活用

市は、市内の業界団体や事業所等に対しても災害応急対策への協力を要請し、あわせて資機材等の確保を要請する。

第6節 救助・救急活動

(危機管理室)

市、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、消防団、府、警察署及び自衛隊は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施するものとする。

第1 市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部

1 災害発生状況の把握

市は柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部と協力して被災状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努める。

2 救助・救急活動

市は、警察署及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の搜索を実施する。

また、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部は、医療機関と連携した救急活動を実施する。

3 行方不明者の搜索活動

(1) 市は、警察署及び関係機関との密接な連携のもと、行方不明者の搜索活動を行う。

また、行方不明者が多数ある場合は、市役所に受付所を設置して、その受付、手配、処理等を行う。

(2) 行方不明者が流出などにより他市町村にあると考えられるときは、府または漂着が予想される市町村に協力を求めるものとする。

4 相互応援

(1) 市は、市単独では十分に救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、または資機材が必要な場合は、府、他の市町村などに応援を要請する。また、市が被災した場合は、応援市町村に対して、災害の状況、地理などの情報を提供する。

(2) 市が被災しなかったときは、被災市町村からの要請または相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。

第2 消防団

消防団は、地域の被害状況を把握するとともに柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、警察署等防災関係機関と連携をはかり、救助活動を実施する。

第3 警察署

1 被害の早期把握と警察署員の派遣

災害現場を管轄する警察署は、被害の早期把握に努め、被災者の救出救助活動に必要な車両や資機材を調達するなど、自署員等による救助部隊を編成し、災害現場へ迅速に派遣する。

2 救出、救助

市及び関係機関との密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の搜索を実施するとともに、市が行う救助・救急活動を支援する。

3 緊急交通路の確保

迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう、必要な交通規制を実施するとともに、道路管理者に協力して障害物の除去等にあたる。

第4 自衛隊

自衛隊は、応急医療や救護を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。また、緊急患者や医師その他救援活動に必要な人員の緊急輸送を実施する。

第5 各機関による連絡会議の設置

市、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、府、警察署及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。

第6 自主防災組織

地域住民による婦人防火クラブや自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に救助・救急活動を実施する。

また、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、警察署など防災関係機関との連携に努める。

第7節 医療救護活動

(保健福祉部)

市及び医療関係機関は、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施するものとする。

第1 医療情報の収集・提供活動

羽曳野市医師会及び藤井寺保健所等の協力を得て、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。また住民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

第2 現地医療対策

1 現地医療の確保

(1) 医療救護班の編成・派遣

市は、災害の状況に応じ速やかに羽曳野市医師会に対し医療救護班の編成を要請し、保健センターに窓口を置く。また、保健センターは、救護班の市内各救護所への振り分け及び負傷者の情報収集等を行う。

なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を行う。

① 市

災害発生後、直ちに医療救護班を派遣し医療救護活動を実施する。

市単独では十分対応できない程度の災害が発生した場合は、府及び府を通じて日本赤十字社大阪府支部に応援要請を行う。

② 市災害医療センター等

市災害医療センター（藤本病院）及び災害医療協力病院（藤本病院を除く市内主要病院）は、市の要請、または自ら必要と認めたときは、医療救護班を派遣して医療救護活動を実施する。

(2) 医療救護班の搬送

① 医療関係機関

原則として、医療関係機関で所有する緊急車同等を活用し、移動する。

② 市及び府

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、府が搬送手段を確保し、搬送を行う。

(3) 救護所の設置・運営

- ① 市は、市内7地区における被害の状況を踏まえ、災害現場付近の適当な場所に応急救護所を設置・運営するとともに、古市第二災害対策基地及び高鷲第一災害対策基地に医療救護所を設置し、運営する。
 - ② 医療機関の開設者から承諾が得られた場合、医療機関を医療救護所として指定する。
- (4) 医療救護班の受け入れ・調整
- 市は、医療救護班の受け入れ窓口を保健センターに設置し、府（保健所）の支援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

2 現地医療活動

(1) 救護所における現地医療活動

① 応急救護所における現場救急活動

災害発生直後に市から派遣される医療救護班が、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

② 医療救護所における臨時診療活動

市、府、各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

(2) 医療救護班の業務

- ① 患者に対する応急処置
- ② 医療機関への搬送の要否及びトリアージ
- ③ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
- ④ 助産救護
- ⑤ 被災住民等の健康管理
- ⑥ 死亡の確認
- ⑦ その他状況に応じた処置

第3 後方医療対策

1 後方医療の確保

市は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、府からの患者受け入れ情報を収集し、速やかに関係機関へ伝達する。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受け入れ治療を行う。

(1) 受け入れ病院の選定と搬送

市等は、府の広域災害・救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）等で提供される患者受け入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

① 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部が所有する救急車で実施する。

救急車が確保できない場合は、府及び市が搬送車両を確保する。

② ヘリコプター搬送

市は必要が認められた場合は、府を通じて、ヘリコプターを保有する関係機関に要請するほか、消防庁長官に対し、他府県の広域航空消防応援を要請する。

3 災害医療機関の役割

各災害医療機関の役割は次のとおりである。

表 3-17 災害医療機関の役割

災害医療機関		役 割
災害拠点病院	基幹災害医療センター	基幹災害医療センターは下記の地域災害医療センターの活動に加え、患者の広域搬送に係る地域災害医療センター間の調整を行う。
	地域災害医療センター	① 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、溺水等の災害時に多発する救急患者の受け入れと高度医療の提供 ② 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整 ③ 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援
特定診療災害医療センター (府立呼吸器・アレルギー医療センター、府立精神医療センター、府立成人病センター、府立母子保健総合医療センター)		特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。 ① 疾病患者の受け入れと高度な専門医療の提供 ② 疾病患者に対応する医療機関間の調整 ③ 疾病患者に対応する医療機関等への支援 ④ 疾病に関する情報の収集及び提供
市災害医療センター		市災害医療センターは、次の活動を行う。 ① 市の医療拠点としての患者の受け入れ ② 災害拠点病院等と連携した患者受け入れに係る地域の医療機関間の調整
災害医療協力病院		災害医療協力病院は災害拠点病院及び市災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。

第4 医薬品等の確保・供給活動

市及び府、日本赤十字社大阪府支部は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材及び輸血用血液の確保及び供給活動を実施する。

市は、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

第5 個別疾病対策

市及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第8節 交通規制・緊急輸送活動

(総務部、危機管理室、土木部)

市、府、警察署及びその他道路管理者は、救助・救急・消火、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動を実施するものとする。

警察署及び道路管理者は、災害が発生した場合、または災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施するものとする。

第1 陸上輸送

1 緊急交通路の確保

(1) 大規模災害発生直後の緊急交通路の確保（第1次交通規制）

警察署は、あらかじめ選定された「重点14路線」について、緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限の交通規制を行う。羽曳野市周辺においては、大阪中央環状線があり、これとは府道堺羽曳野線が合流している。

高速自動車国道等については、全線車両通行禁止の交通規制を行い、市を通過する道路として西名阪自動車道と南阪奈道路がある。

また、「近畿管区警察局管内における大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定」に基づき、周辺の府県警察に対し、府県境において府下への車両の進入を禁止するなどの交通規制の要請を行う。

(2) 災害応急対策実施のための緊急交通路の確保（第2次交通規制）

市は、災害応急対策が迅速かつ的確に行われる必要があると認められる場合には、警察署、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保するため、府の確保する広域緊急交通路と連携する地域緊急交通路について交通規制等必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。

2 緊急交通路の周知

市、府、警察及びその他道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

3 交通規制

(1) 災害等により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、また発見したとき、若しくは、通報を受けたときは、その安全と緊急交通路を確保するため、次の区分により速

やかに必要な規制を行う。

(2) この場合、道路管理者と警察関係機関は密接なる連絡のもとに、適切な処置をとる。

(3) 交通規制を行うときは、規制の対象、期間等を表示した立て看板、報道機関等を利用して一般に周知させる。

表 3－18 交通規制の範囲

実施責任者		範 囲	根 拠 法
道路 管理 者	国土交通大臣 府知事 羽曳野市長	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合	道路法第 46 条 第 1 項
	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるとき 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	災害対策基本法 第 76 条第 1 項 道路交通法第 4 条 第 1 項
警察署長		道路交通法第 4 条第 1 項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法第 5 条 第 1 項
警察官		道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法第 6 条 第 2 項
		道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法第 6 条 第 4 項
自衛官 消防吏員		警察官がその場にいない場合に、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の円滑な通行を確保する必要がある場合	災害対策基本法 第 76 条の 3

4 道路の点検、啓開、応急措置

(1) 道路の点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び警察署に連絡する。

市は、地域緊急交通路について、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行う。

(2) う回道路の選定

道路交通の規制を各実施責任者が行った場合は、関係機関と連絡協議の上う回道路の選定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

(3) 災害発生前の措置

災害が発生するおそれがあるときは、土木部土木班は、常に警察署と協力してパトロールを強化し、交通の妨げになるものの除去または道路、橋梁等交通施設の危険箇所発見時の状況により応急修理が可能な場合は、市道にあっては直ちに応急修理を行い、その他の道路については道路管理者に応急修理を要請し、交通の安全確保を図る。

(4) 災害発生後の措置

- ① 災害が発生した場合は、速やかに道路及び橋梁の通行可否並びに交通機関の運行状況を調査し、警戒区域の設定及び通行不能または通行障害がある地域については、必要な交通の制限規制を行うとともに、民間建設業者等の協力を得て、障害物の除去や啓開作業を行い、災害対策に必要な車両の通行路線の確保及び一般交通の円滑化を図るものとする。
- ② 交通を規制するときは、あらかじめ羽曳野警察署に協議する。
- ③ 道路、橋梁の不通箇所、危険箇所については、その表示を行うとともに交通の規制に伴う臨時交通標示を速やかに沿線の要所に設置する。

(5) 広報措置

交通規制等実施責任者は、所管する事項について道路、橋梁など交通施設の通行の可否及び交通の規制措置並びに警戒区域の設定等について、交通関係の団体、業者及び一般住民に発表してその便宜を回るとともに、交通緩和等について協力を求めるよう措置する。

5 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急通行車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

6 輸送手段の確保

(1) 車両の調達

- ① 市保有車両の種別及び台数は、資料編 資料 35 のとおりである。
- ② 車両の借上げ

市保有車両で不足する場合は、市内の運送業者等に協力を依頼し調達を図るものとする。なお、トラック等の調達依頼については、府に要請する。

- ③ 応援要請

借上げ車両等をもってしてもなお、必要な輸送力を確保できない場合または舟艇、ヘリコプター等による輸送を必要とするときは、府に次の事項を明示して調達斡旋を

要請する。

ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員または輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集合場所及び日時

オ その他必要事項

(2) 供給方法

各部において車の必要が生じたときは、総務部管財班へ配車要求書を提出し、配車を受ける総務部管財班は、市所有の車両が不足するときは、業者から車両の供給を受ける。

(3) 緊急輸送

① 交通規制

ア 災害応急対策を実施するため必要な資機材及び人員等の緊急輸送を確保するに当たり、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限する場合は、市長公室防災班は大阪府公安委員会（府警察本部交通規制課または羽曳野警察署）に対して緊急輸送の確保のための交通規制を要請する。

イ 緊急通行車両以外の車両の通行を制限または禁止する道路には、法令の定めるところにより所定の表示（資料編 資料 15 参照）をするとともに、この制限等に伴う回道路の設定その他必要な交通確保措置を講ずる。

② 緊急通行車両の確認申請（資料編 資料 14 参照）

前項の交通規制が行われ、緊急通行車両の確認を受ける必要が生じたときは、配車依頼を受けた車両については総務部車輛班が、各部保有車両については各部がそれぞれ市長公室防災班を経由して知事（危機管理室）または大阪府公安委員会（府警察本部交通規制課または羽曳野警察署交通課）に対し確認申請を行い、災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）第 3 条に定める証明書及び標車の交付を受ける。

③ 緊急通行車両等の範囲

緊急通行車両として認められる車両及びこれに準ずる車両の範囲は次のとおりである。ただし、道路交通法による緊急自動車については、緊急用務のため大阪府内を通行する場合に限り確認は要しない。

ア 緊急通行車両として認められる車両

a 災害対策基本法第 50 条第 2 項による災害応急対策実施責任機関が同条第 1 項に定める災害応急対策及び応急措置の業務を行うための車両

b 同法第 87 条による災害復旧の実施責任機関が復旧業務を行うための車両

イ 緊急通行車両に準ずる車両として認められる車両

a 報道機関の取材車両、医療行為のための車両及び郵便物の集配車両

b 特に緊急輸送を必要とする次の車両。ただし、この車両の確認については災害状況、交通事情等により警察本部においてその確認の範囲及び時期を統制して行

われる。

- (a) 被災者が避難等のためにする輸送車両
- (b) 義援物資の輸送車両
- (c) 被災地の会社、工場または事業所に対する本社または支店等からの救援車両
- (d) その他特に緊急を要すると認められる輸送車両（新聞輸送車両、個人的な救援輸送車両等）

(4) 災害救助法が適用される輸送の範囲

災害救助法が適用される輸送の範囲は次のとおりであるが、この輸送を行った場合は、救助実施記録日計表、その他関係書類を作成し、総務部車輛班へ報告する。

表 3-19 輸送の範囲

項 目	輸送の範囲
1 被災者の避難	災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための輸送及び誘導するための人員及び資材等の輸送
2 医療及び助産	緊急患者の救護班または病院への輸送並びに救護班に関する人員の輸送
3 被災者救出	被災者の救出のため必要な人員及び資材等の輸送
4 飲料水供給	飲料水の輸送並びに水を確保する人員、機械器具及び資材等の輸送
5 救済物資	救済用物資（被服、寝具その他生活必需品、学用品、炊き出し用の食料及び燃料、医薬品及び衛生材料並びに義援物資等）で被災者の応急救助の目的に使用される物資の輸送
6 死体の搜索	死体搜索のため必要な人員と資材等の輸送
7 死体処理	死体の検査及び処理のため必要な人員並びに衛生資材等の輸送と死体発見現場から一時安置所までの移送

(5) 非常用燃料給油

非常用の燃料給油については、あらかじめ指定給油業者と協議し、給油を受ける。

第 2 航空輸送

1 輸送基地の確保

市は、羽曳野市青少年児童センター及び府立呼吸器・アレルギー医療センターについて、ヘリポートとして使用する場合は、障害物の有無等の利用可能状況を把握し、府に報告するとともに、円滑な利用ができるよう整備を行う。

2 ヘリポートの設置

市は、災害派遣要請を行った場合などで、ヘリポートを使用する場合には、次の事項に留意して受け入れ体制に万全を期すこととする。

- (1) 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上が

るおそれがあるときには、十分に散水しておく。

また、積雪時は除雪または圧雪しておく。

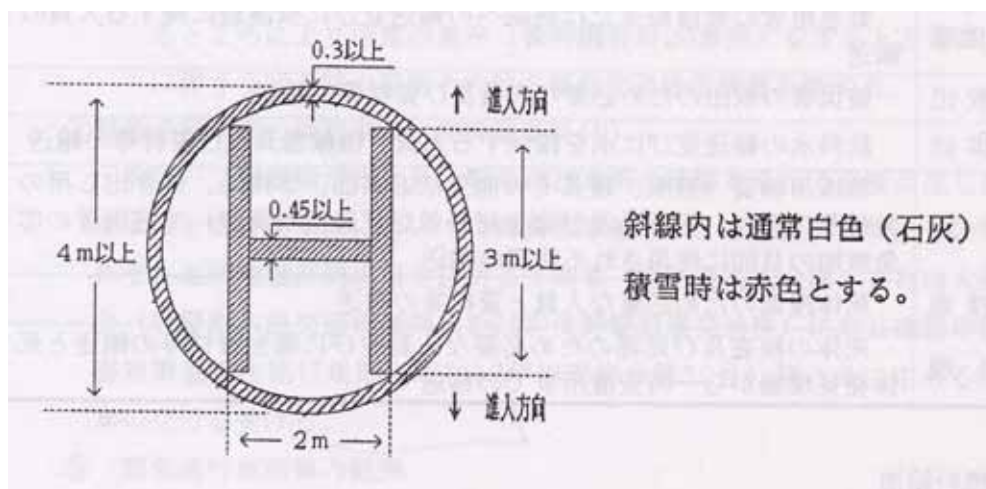
(2) 離着陸時は、安全のために関係者以外のものを接近させないようにする。

(3) ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所等の配置については、地理的条件に応じた機能的配管を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整をすること。

(4) 風向風速を上空から確認判断できるようにヘリポート近くに吹き流しまたは旗をたてる。

これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示すため発煙筒を焚く等の対策をとる。

(5) 着陸地点には次の図を標準とした $\textcircled{\text{H}}$ を表示する。



(6) 状況により消火設備、照明設備、補給設備等を整備する。

(7) 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。

(8) ヘリポートの使用にあたっては、府災害対策本部及び施設等管理者に連絡する。

3 輸送手段の確保

市は、府、大阪市消防局、警察署、自衛隊等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第9節 公共土木施設等・建築物応急対策

(総務部、保健福祉部、土木部、下水道部、生活環境部、教育委員会)

市及び防災関係機関は、洪水、土砂災害などによる被害拡大の防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努めるものとする。

第1 公共土木施設等（河川施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池等農業用施設、橋梁など道路施設 など）

1 河川施設、ため池等農業用施設

- (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、ため池等管理者、水防団長または消防機関の長は、直ちにその旨を現地指導班長（富田林土木事務所長（河川）、南河内農と緑の総合事務所（ため池））、警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。
現地指導班長は、水防本部長その他必要な機関に連絡する。
- (2) 知事またはその命を受けた職員若しくは水防管理者は、避難のための立退きを指示する。
- (3) 水防管理者、ため池等管理者、水防団長または消防機関の長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

2 土砂災害防止施設

- (1) 市、府及び施設管理者は、土砂災害により施設が被災した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。
- (2) 市、府及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 市、府及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策、または被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。
- (4) 風倒木により土砂災害が拡大するおそれがある場合には、市、府及び施設管理者は所有者等の協力を得て、風倒木の円滑な除去に努める。

3 その他公共土木施設

- (1) 市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに府に報告する。
- (2) 市、府及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 市、府及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な

避難対策または被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

4 土砂災害危険箇所

市は、二次災害の防止のため、必要に応じ、府に斜面判定士の派遣を要請する。府は、市の派遣要請に基づき、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会事務局に斜面判定士の派遣を要請する。NPO法人大阪府砂防ボランティア協会事務局は、府からの派遣要請に基づき、事前に登録された斜面判定士に対して、出動を要請する。

第2 公共建築物

市及び府は、公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

第3 応急工事

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

第4 被災宅地

二次災害防止のため、宅地等の被害状況を早期に把握するとともに、被害概況等に基づき、府とともに被災宅地の危険度判定を実施する。

1 被災宅地危険度判定作業の準備

判定作業に必要な次のものを準備するとともに、府、府建築士会等に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

- (1) 住宅地図等の準備、割当区域の計画
- (2) 被災宅地危険度判定士受入れ名簿の作成
- (3) 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付

2 調査の体制

派遣された被災宅地危険度判定士を中心として2人1組の判定チームを編成し、調査を実施する。

3 判定結果の周知

判定結果については、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

第10節 ライフラインの確保

(下水道部、水道局)

ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施するものとする。

災害により途絶したライフライン施設、放送施設については、速やかに復旧を進めるとともに応急供給、サービス提供を行うものとする。

第1 被害状況の報告

ライフラインに関わる事業者は、被害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、市に報告する。

第2 各事業者における対応

1 上水道（市、府）

(1) 応急措置

被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止または制限を行い、必要に応じて、消防機関及び警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

(2) 応急給水及び復旧

- ① 市は、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。
- ② 給水車、トラック等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。
- ③ 被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水・復旧を行う。
- ④ 被害状況等によっては、他の水道及び工業用水道事業者等に対し応援を要請する。

(3) 広報

被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

2 下水道（市、府）

(1) 応急措置

- ① 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能が起こらないよう、発電機によるポンプ運転を行う。
- ② 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。
- ③ 被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止または制限を行い、必要に応じて、消防機関及び警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

(2) 応急措置及び復旧

- ① 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- ② 被害状況等によっては、要請に基づき、府から支援を受ける。

(3) 広報

- ① 生活水の節水に努めるよう広報する。
- ② 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

3 電力（関西電力株式会社羽曳野営業所）

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、府、消防機関及び警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

(2) 応急供給及び復旧

- ① 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- ② 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- ③ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。
- ④ 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- ⑤ 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

(3) 広報

- ① 二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- ② 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

4 ガス（大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部）

(1) 応急措置

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生する恐れがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

(2) 応急供給及び復旧

- ① 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- ② 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- ③ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

- ④ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

(3) 広報

- ① 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- ② 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社大阪東支店）

(1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ① 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- ③ 非常・緊急通話または非常・緊急電報は、一般の通話または電報に優先して取り扱う。
- ④ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる。

(2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難地・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 設備の応急復旧

- ① 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- ② 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- ③ 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

(4) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第 1 1 節 交通の確保

(土木部)

鉄軌道、道路施設等の管理者等は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・回復に努めるものとする。

第 1 交通の安全確保

1 被害状況の報告

各施設管理者等は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を府に報告する。

2 各施設管理者等における対応

(1) 鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社）

- ① 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、警察署に通報し、出動の要諦を行う。
- ② 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

(2) 道路施設（市、府、西日本高速道路㈱、大阪府道路公社）

- ① あらかじめ定めた基準により、通行の禁止または制限を実施する。
- ② 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- ③ 交通の混乱を防止するため、通行車両のう回道路への誘導等適切な措置を講ずる。

3 乗合旅客自動車運送事業者（近鉄バス株式会社、金剛自動車株式会社）

- (1) あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
- (2) 被災地内のバス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、市及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。
- (3) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、警察署に通報し、出動を要請する。

第2 交通の機能確保

1 障害物の除去

- (1) 市は、道路法及び災害対策基本法に基づき市内建設業者等と連携して、早期に確保すべき地域緊急交通路や市道・農道等における道路啓開を行い、交通の支障となる障害物を除去する。また、国道・府道等についても各管理者に協力して障害物の除去に努める。

市は、障害物を現場付近の空地に一時的に集積するほか、災害を拡大させ、あるいは応急対策実施上支障が生ずるおそれのない適切な場所を選定し、集積する。

- (2) 災害で発生した障害物のうち、廃棄するものについては、除去の実施者の管理する遊休地の他に、その他の公有地についても協力を得て、一時的に集積する。

なお、市の集積場所では処理しきれない場合は、府及び近隣市町村に協力を求めるものとする。

2 各施設管理者における復旧

- (1) 鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社）

- ① 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し段階的な応急復旧を行う。
- ② 被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。
- ③ 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

- (2) 道路施設（市、府、西日本高速道路㈱、大阪府道路公社）

- ① 被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。

自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。

- ② 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。
- ③ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

第 1 2 節 農林関係応急対策

(生活環境部)

市及び防災関係機関は、農林業に関する応急対策を講ずるものとする。

第 1 農業用施設

市及び水利組合等は、農業用施設の被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

1 市

被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を講ずる。

2 水利組合等

管理施設（ため池、農道、水路等）が損傷した場合は、関係機関に連絡し、その協力を得て、応急措置を講ずる。

第 2 農作物

1 技術の指導

市、府及び農業協同組合は、農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を行う。

2 病虫害の防除

市は、府その他関係機関と協力して、病虫害発生予察事業を活用した、被災無作物の各種病虫害防除の指導を行う。

3 主要農作物及び園芸種子の斡旋

主要農作物及び園芸種子については、必要に応じて府からの斡旋を求める。

第 3 畜産

市は、府の協力を得て、家畜伝染病の予防等家畜被害の未然防止に努める。

1 家畜伝染病の防止

(1) 市は、府及び畜産関係団体の協力を得て、家畜の管理についての技術指導を行う。

(2) 市は、府と協力して必要に応じ伝染病の発生防止に努める。

2 一般疾病対策

一般の疾病の発生については、市の獣医師と協力し、治療に万全を期すものとする。

3 飼料対策

市は、被害状況及び家畜数に応じて、飼料需給安定法に基づく政府保管の飼料の払下げを府に要請する。

第 13 節 災害救助法の適用

(市長公室、保健福祉部、危機管理室、出納室)

第 1 法の適用

市長は、市域で災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受ける恐れが生じた場合であって厚生労働省令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、知事に災害救助法の適用を要請する。

第 2 救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- 1 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- 4 医療及び助産
- 5 災害にかかった者の救出
- 6 災害にかかった住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
- 8 学用品の給与
- 9 火葬
- 10 死体の搜索及び処理
- 11 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第 3 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（災害救助法第 30 条）

なお、上記により市長が行う事務のほか、市長は、知事が行う救助を補助するものとする。

第 4 災害救助法の適用基準

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条に定めるところによるが、市の具体的適用基準は、次のとおりである。

- (1) 市の地域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が 100 世帯以上であること。

- (2) 府の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、市の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が50世帯以上であること。
- (3) 府の地域内で住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上であって、市域内の多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- (5) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

2 住家滅失世帯数の算定基準

- (1) 住居が滅失した世帯の数の算定にあつては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家滅失1世帯とする。
- (2) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって住家滅失1世帯とする。

3 住家の滅失等の認定

- (1) 住家が滅失したもの

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

- (2) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

- (3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(1)、(2)に該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

4 世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

第5 災害救助法の適用手続

1 災害救助法適用要請

- (1) 市長は、羽曳野市における災害が、前記第4の「災害救助法の適用基準」の各号のいずれかに該当し、または該当する見込みがある場合は、直ちに知事に報告するとともに、法の適用について協議する。
- (2) 市長は、被災者が現に救助を要するときは、法の適用を要請する。
- (3) 災害事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置について知事の指揮を受ける。

2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、資料編 資料12のとおりであるが、救助の期間についてはやむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

3 要請手続

市長が災害救助法の適用を知事に要請する場合は、府危機管理室に対し、次に掲げる事項についてとりあえず口頭または電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害状況
- (3) 適用を要請する理由
- (4) 必要な救助の種類
- (5) 適用を必要とする期間
- (6) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- (7) その他必要な事項

4 災害救助法の適用

(1) 救助事務の実施

- ① 市の地域に災害救助法が適用されたときは、市長は、知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。
- ② 災害の事態が切迫して、知事の指示を受けるいとまがないときは、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理に関して府知事の指示を受けるものとする。

(2) 報告等

- ① 災害救助法に基づく救助措置等の知事に対する報告は、資料編 資料 12 の各項目に沿って行うものとする。
- ② 各部長は、その所掌する救助事務について、あらかじめ定められた様式及び帳簿を調製し、救助事務の実施の都度または完了後速やかに市長に提出するものとする。

第14節 避難所の開設・運営

(総務部、危機管理室、保健福祉部、教育委員会)

市は、災害による家屋の損壊、滅失により避難を必要とする住民を臨時に収容することのできる避難所を指定し、開設するものとする。

第1 避難所の開設

避難収容が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに避難所を管理するための責任者を派遣し、避難所を開設する。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

- (1) 危機管理室長は、市長から指示を受けた場合は、直ちに避難所に職員を派遣し、開設に必要な準備をする。
- (2) 市長は、災害が終息し、被災者を避難所に収容する必要があると認めたときは、総務部長に対し避難所の開設を指示する。
- (3) 市長は、避難所を開設したときは、速やかに府および羽曳野警察署、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部等へ連絡する。
- (4) 避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況によりこれを延長する必要があるときは、市長は、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む）を得る。
- (5) 市は、あらかじめ選定した福祉避難所（二次的避難施設）についても、開設に必要な準備を行う。

第2 避難所の管理、運営

市は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

府は、施設の本来の機能を早期回復するため、市と協力して、応急仮設住宅の建設など避難者の住宅の確保に努める。

1 避難収容の対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
 - ① 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
 - ② 現に災害を受けた者であること
- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ① 避難準備情報・勧告・指示の出た場合
 - ② 避難準備情報・勧告・指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要であ

る場合

(3) その他避難が必要と認められる場合

2 福祉避難所（二次的避難施設）収容の対象者

避難所生活において救護が必要と認められる者については、本人の意向を確認の上、福祉避難所（二次的避難施設）に収容する。

3 職員の配置

市は、各避難所に所要の職員を配置し、責任者を指名する。避難所に配置された職員は、市本部の指示に基づき、施設の管理者及び町会、自治会等協力団体、ボランティアの協力を得て避難所の管理を行う。

4 避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

- (1) 避難所の開設
- (2) 避難所の受付及び人員把握
- (3) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (4) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (5) 生活環境への配慮
- (6) 災害時要援護者への配慮
- (7) 収容者の組織編成

収容者をなるべく町会等ごとに適当な人員（30 人程度）によって班を編成し、班長を決める。班長には、できるだけ町会等の役員をあてるものとする。

班長は、連絡その他市職員の業務に協力する。

- (8) 物資の受け払い及び配分

避難所に配布される物品及び収容者に配分される食料物資の受け払い及び配分を行う。

- (9) 諸記録及び報告

避難所の運営管理状況等必要な記録（収容者名簿、日誌、物品受け払い簿等）をし、市本部へ報告する。

- (10) その他

- ① 情報の伝達

直接または班長を通じて収容者に伝達する。

- ② 給食

班長、協力団体等の協力を得て、食品の配分、応急炊き出し等給食を行う。

- ③ 収容者の世話

収容者からの各種相談に応じるほか、班長その他の協力を得て収容者の世話をを行う。

④ 避難所の消毒等

衛生班が行う消毒活動に協力する。

⑤ 施設の管理

施設の使用について施設管理者と連絡を密にし、十分な保安全管理に当たる。

第3 避難者の他地区への移送

避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

1 避難者を他の地区へ移送する場合

- (1) 市長は、避難者を避難所に収容できない場合、本市から最も近い距離にある非被災地または隣接市町への移送を行う。また、避難者の移送が十分でない場合には府に要請する。
- (2) 移送に当たっては、市の保有車両または民間車両を借り上げて行うものとするが、必要に応じて、防災関係機関へ応援を要請する。
- (3) 他地区に避難所を開設するに当たっては、本部職員のうちから避難管理者を定めて、移送地へ派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

2 他地区から避難者を受け入れる場合

市長は、府知事から他地区の避難者を受け入れるため避難所の開設の指示を受けた場合は、各避難所の状況を考慮し、直ちに避難所の選定開設を進め、受け入れ体制を整備するとともに、本部職員を派遣して避難所運営に協力する。

第4 河川氾濫時の措置

浸水区域内の洪水時避難所等が長時間孤立する場合は、浸水域外の二次避難所を確保して、消防、警察、自衛隊等に要請し、避難者を移送する。なお、移送は災害時要援護者を優先し、作業に長時間を要する場合は、浸水域内の避難者に食料等を供給する。

第 1 5 節 緊急物資の供給

(保健福祉部、市民人権部、水道局)

市は、家屋の損壊、滅失等により水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、迅速に必要な物資を供給するよう努めるものとする。なお、市の災害時用備蓄品の保管状況は表 3－25、被害想定による備蓄目標量については、第 1 部総則の表 1－10 のとおりである。

第 1 給水活動

市は、災害時において速やかな給水活動を下記のとおり行う。

1 計画目標

- (1) 被災時には、住民一人あたり最低必要量は、飲料用として 3 リットルとする。
- (2) 飲料水は、自ら容器を持参し、応急給水地点に出向き給水を受けることを原則とする。
- (3) 災害時に備え、市に応急給水用資機材を備える。
- (4) 震災時に備え、各家庭に 20～60 リットル程度の水を常備するよう推奨する。

表 3－20 応急給水目標

	3 日間	4～7 日目	8～14 日目	15～21 日目	22～28 日目	2 ヶ月目以降
応急給水量 (ℓ)	3	3～20	20～100	100～250	250	250
応急給水場所	拠点給水 (水道施設)	運搬給水 (避難所・ 水道施設) 災害時要援護者 施設への通水	消火栓取出し 給水設備から の給水	各戸仮設給水栓か らの給水	通常給水	
応急給水による生活状況	飲料水のみ	食事と水洗トイレを 1 日 1 回流す水	洗面と 3 日に 1 回の風呂・洗濯等	災害前に近い水量	ほぼ災害前の水量	

2 給水方法

市は、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- (1) 浄・受水場または配水場にて、給水タンク等に取水し運搬給水する。
- (2) 飲料水の水質検査及び消毒
- (3) ろ過または消毒した水は、ポリ袋その他の容器に入れ輸送給水する。
- (4) 輸送のための車両、ポリ袋その他の容器の調達については、災害時に迅速に確保できるよう調達先を定めておく。
- (5) 配、給水管を逐次復旧し、消火栓からの路上給水を行う。
- (6) 応急給水地点には、標識を設置して市水道局職員または委嘱を受けた者が給水を行う。

- (7) 給水用資機材の調達
- (8) 住民への給水活動に関する情報の提供
- (9) パック水・缶詰水の配布
- (10) 以上の方法において応急給水を行っても、住民の飲料水が確保できないときは、府及び近隣市町村に応援を要請する。

表 3-21 給水場所（応急時の取水可能な場所）

場 所	所 在 地	電 話	浄水池数 (池)	浄水池容量 (m³)
石川浄水場	古市 3-10-4	958-2318	1	1,300
壺井浄水場	壺井 154-1	958-2328	2	390
伊賀受水場	伊賀 3-17-10	955-0196	1	384
西浦受水場	西浦 6-465-3	958-2329	2	962
低区第 1 配水池	西浦 6-81-3	—	1	10,000
低区第 2 配水池	学園前 1-5-12	—	1	10,000
中区配水池	羽曳が丘西 1-1-9	—	1	10,000
壺井配水池	古市 2271-119	—	1	3,000
羽曳山配水場	はびきの 2-8-20	958-2338	1	3,500
高区配水池	羽曳が丘 9-295-86	—	1	3,000

表 3-22 市等が保有する給水資機材等（消防施設含む）

資機材種類	容 量	保管場所	電 話	数 量	備 考
給水タンク		羽曳野市水道局	958-1111		
〃	1,500ℓ	〃		1 個	
〃	500ℓ	〃		5 個	
〃	300ℓ	〃		4 個	加圧ポンプ 付 1 個
ポリ容器	20ℓ	〃		60 個	
防災緊急給水袋	10ℓ 6ℓ 5ℓ			842 枚 465 枚 10,000 枚	
防災用備蓄水	500 mm ℓ / 24 本			430 ケース	
給水車	2,000ℓ			1 台	19 年度 購入予定
水槽車	4,000ℓ	羽曳野市役所		1 台	

資機材種類	容 量	保管場所	電 話	数 量	備 考
消防用水槽車	10,000ℓ	柏原羽曳野藤井寺 消防組合消防本部	9 5 8－0 1 1 9	1 台	
消防用 タンク自動車	1,300ℓ	柏原羽曳野藤井寺 消防組合消防本部	9 5 8－0 1 1 9	1 台	
消防用(予備車) タンク自動車	1,500ℓ	柏原羽曳野藤井寺 消防組合消防本部 柏原出張所	9 7 2－0 1 1 9	1 台	
消防用 タンク自動車	1,500ℓ	柏原羽曳野藤井寺 消防組合消防本部 羽曳野出張所	9 5 7－1 8 3 5	1 台	
消防用 タンク自動車	900ℓ	柏原羽曳野藤井寺 消防組合消防本部 高鷺出張所	9 3 9－0 1 1 9	1 台	

第２ 食料の供給

発災時においては、迅速かつ円滑に、必要な食料を確保・供給するため備蓄物資の供給を行うとともに、不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、近畿農政局（大阪農政事務所）に応援を要請した場合は、府に報告する。

- (１) 避難所毎の必要量算定
- (２) 避難所における備蓄食料の供給
- (３) 協定締結している物資の調達

１ 食料の調達計画

- (１) 食料の給与は、災害が発生し、災害救助法が適用されるまでは、市が行う。
- (２) 災害救助法の適用後は、必要に応じて市長が府へ食料調達の要請を行う。

２ 食料の調達方法

- (１) 災害初期は災害備蓄拠点からアルファー化米等の備蓄食料を供給するとともに、市内の製パン業者または、食料品店から生パン（菓子パン）等を第一次的に調達する。
また、不足する場合は、府及び近隣市町に応援を要請する。
- (２) 市長は、被災者に対する給食に必要な米穀について、大阪府災害救助用食料緊急引渡要領に基づき知事に要請する。
- (３) 市長は、知事からの要請を受けた米穀販売業者より供給を受ける。

表 3-23 大阪府災害救助用食料緊急引渡要領による数量

区分	品目	米 穀	乾 パ ン 等	漬け物
被災者供給用	精米 1 人 1 食当たり 2 0 0 g または 玄米 1 人 1 食当たり 2 2 0 g		1 人 1 食当たり 1 1 5 g (乾燥米飯の場合 1 人 1 食当たり 100 g)	1 人 1 食当たり 2 0 g
災害救助従事者用	精米 1 人 1 食当たり 3 0 0 g または 玄米 1 人 1 食当たり 3 3 0 g		1 人 1 食当たり 1 1 5 g (乾燥米飯の場合 1 人 1 食当たり 100 g)	1 人 1 食当たり 2 0 g

第 3 炊き出し及び食料配布の実施

1 食料給与の基準

食料給与の基準は、大阪府災害救助法施行細則に定めるところとする(法適用前も含む)。

2 実施方法

- (1) 炊き出しは、避難所に収容された被災者に対し、各避難所等において実施する。
- (2) 市長は、各避難所等において炊き出しに使用できる設備等の現況を把握しておくとともに、器材等の調達についても、調達器材、調達先等を定めておく。
- (3) 炊き出し以外の食品の配給については、配給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じないよう適切に実施する。
- (4) 食料品の供給にあたっては、特に衛生的に取り扱うことに注意する。
- (5) 炊き出し等の実施にあたっては、自主防災組織、婦人団体協議会、羽曳野市婦人防火クラブ等、その他住民組織に協力を要請する。

第 4 生活必需品の供給

発災時においては、迅速かつ円滑に、被服、寝具等の必要な生活必需品等の物資を確保・供給するため次の措置を講ずる。不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

- (1) 避難所毎の必要量算定
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達

1 生活必需品の調達計画

市は、災害により住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の日常生活品を損失し、急場をしのぐことができない者に対して、物資の給与または貸与を行い、被災者の生活を保護する。

2 生活必需品の調達方法

- (1) 第一に市の備蓄品を提供し、なお、不足するときは、速やかに市内または近隣市町の衣料品店など関係業者から調達するものとする。
- (2) 市の調達数量に不足が生じたときは、府に調達を要請する。
- (3) 市は、生活必需品の調達（予定）先をあらかじめ指定しておくなど、調達計画を策定しておく。

第5 生活必需品の給与、配分

1 生活必需品の給与の基準

生活必需品の給与の基準は、大阪府災害救助法施行細則に定めるところとする（法適用前も含む）。

2 実施方法

- (1) 給与する品目等の決定
被災者に給与する品目、数量等は、被害の実情に応じてその都度定める。
- (2) 給与の範囲
生活必需品等の給与または貸与は、主として避難所に収容されている被災者を対象として実施する。
- (3) 配分
市は、交付対象者を正確に把握し、物資の交付場所、交付方法、従事者の確保、その他必要な配分計画を立て、公平な配分に努める。
- (4) 物資の供給にあたっては、自主防災組織、婦人団体協議会、羽曳野市婦人防火クラブ等、その他住民組織に協力を要請する。

表 3-24 災害備蓄拠点一覧

保管場所	電話番号	所在地
古市小学校	958-3321	古市 1-2-5
古市南小学校	958-3331	古市 5-14-38
駒ヶ谷小学校	958-3371	駒ヶ谷 344-1
西浦小学校	958-3351	西浦 1050
羽曳が丘小学校	958-3361	羽曳が丘 6-8-1
埴生小学校	955-0329	伊賀 5-6-37
埴生南小学校	958-3488	はびきの 6-6-1
恵我之荘小学校	953-0001	南恵我之荘 7-8-35
高鷲小学校	955-4481	島泉 2-1-19
高鷲南小学校	953-4008	高鷲 2-12-1
高鷲北小学校	938-5411	島泉 4-3-33
丹比小学校	955-1815	郡戸 206
誉田中学校	955-4765	誉田 6-5-37
峰塚中学校	958-3301	西浦 6-48
高鷲中学校	955-4488	島泉 9-14-4
高鷲南中学校	955-9388	高鷲 2-2-1
河原城中学校	954-6767	桃山台 4-123
羽曳野市役所	958-1111	誉田 4-1-1

表 3-25 各保管場所における備蓄品の状況

備蓄品	数量	備考
ポリタンク	100個	
毛布	100枚	
ブルーシート	50枚	
ローソク	30本	
クイックコンロ	1セット	
コンロストーブ	1セット	
テント	10張	市役所にはテント無し

第 16 節 保健衛生活動

(保健福祉部、生活環境部)

市は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずるものとする。

第 1 防疫活動

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和 40 年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、府と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

1 市の活動内容

（１）市は、府の指導、指示により、次の防疫活動を実施する。

- ① 消毒措置の実施（感染症法第 27 条）
- ② ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第 28 条）
- ③ 家用水の供給（感染症法第 31 条）
- ④ 避難所の防疫指導
- ⑤ 臨時予防接種（予防接種法第 6 条）
- ⑥ 衛生教育及び広報活動

（２）防疫に必要な薬品を調達、確保する。

（３）その他、感染症新法により、府の指示を受け必要な措置を行う。

2 防疫活動が十分でないと認められるときの措置

（１）市は、自らの防疫活動が十分でないと認められるときは、府に協力を要請する。

（２）市が、府の指導や指示を実施することができない場合、若しくは防疫活動を実施しても十分でないと認められる場合には、府が必要な措置を講ずることとなっている。

3 府の活動内容

（１）災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。

（２）一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。

（３）市に対して、防疫活動に係る指導、指示を行う。

- (4) 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
- (5) 予防接種法に規定する疾病のうち、まん延防止上緊急の必要性があると認めたときは、臨時の予防接種を行い又は市に対して指示を行う。(予防接種法第6条)
- (6) 衛生教育及び広報活動を行う。
- (7) その他、感染症新法により、自ら措置し又は市への必要な指示等を行う。

※一類感染症：ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、痘そう、南米出血熱

二類感染症：ジフテリア、急性灰白髄炎、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）

三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

第2 被災者の健康維持活動

市及び府は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等と連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足し易い栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。
- (4) 府は、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等について、市に助言する。

2 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第 17 節 福祉活動

(保健福祉部)

市は、被災した災害時要援護者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

第 1 災害時要援護者の避難誘導

在宅災害時要援護者の避難にあたっては各自治会、ボランティア団体等の協力を得ながら、安全になされるようにする。

第 2 災害時要援護者の被災状況の把握等

1 災害時要援護者の安否確認及び被災状況の把握

(1) 市は、災害発生直後には、府が示す指針に基づき、市が作成するマニュアルに則して、民生委員・児童委員をはじめ、必要に応じて地域住民や自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害者その他の災害時要援護者の安否確認を行うとともに、被災状況を把握する。

また、被災により保護者を失う等の要保護児童を迅速に発見、保護する。

(2) 市は、所管する社会福祉施設の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況を迅速に把握する。

2 福祉全般の相談窓口の設置

市は、きめ細やかな援護体制を確立するため、早急に相談窓口を設置する。

3 福祉ニーズの把握

市は、被災した災害時要援護者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、福祉ニーズを迅速に把握する。

第 3 被災した災害時要援護者への支援活動

1 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した災害時要援護者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等のほか、施設の被災の状況を見ながらデイサービス、ショートステイ事業等の利用など在宅福祉サービスの継続的な提供に努めるほか、福祉関連情報の伝達や避難所生活支援、保健センターと連携した健康管理等のサービスを行う。

市は、府と連携して被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策を行う。

2 災害時要援護者の施設への緊急入所等

市及び府は、社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに、居宅、避難所等では生活できない災害時要援護者については、本人の意思を確認した上で、福祉避難所（二次的避難施設）や社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるものとする。

第 18 節 社会秩序の維持

(市長公室、生活環境部)

市及び防災関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

第 1 住民への呼びかけ

市及び府は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第 2 警備活動

警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

なお、次のような警備措置がとられることとなっている。

- (1) 被害調査その他災害情報の収集
- (2) 被災者の救出・救護及び避難誘導
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 交通の整理規制及び緊急交通路の確保
- (5) 流言飛語の防止など広報活動
- (6) 検視活動
- (7) 被災地における利害関係紛争事案等の警戒
- (8) 関係機関の救出活動への協力援助

第 3 物価の安定及び物資の安定供給

市は、府及び関係機関と連携して、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1 消費者情報の提供

市は、府と連携して生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

２ 生活必需品等の確保

市は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、府事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

第４ 金融機関における預貯金払戻等

日本郵政公社近畿支社長は、郵便貯金、郵便為替、郵便振替、年金恩給及び簡易保険等について、取扱局、取扱機関、取扱業務の範囲を指定して、通帳・証書・印章等をなくした場合であっても、運転免許証・保健証等により本人であることが確認できれば、拇印による非常払渡し及び非常貸付けを実施するよう、郵便局に対して指示する。

ただし、藤井寺郵便局長は、災害救助法が発動されたときは、日本郵政公社近畿支社長の指示を待たずに直ちに非常払渡し及び非常貸付けを実施する。

第19節 住宅の応急確保

(総務部、保健福祉部、都市開発部)

市及び府は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講ずるものとする。応急仮設住宅等への入居の際には、高齢者、障害者を優先する。

第1 被災住宅の応急修理

市は、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊し、当面の日常生活が営めない者に対して、応急修理を府から委任された場合には、その住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

第2 住居障害物の除去

市は、災害救助法第2条に規定する区域において、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、障害物の除去を府から委任された場合には、障害物の除去を行う。

第3 応急仮設住宅の建設

市は、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼または流失し、住宅を確保することができない者に対して、府から委任された場合には、府と建設場所、建設戸数等について十分に調整した上で、応急仮設住宅を建設し、供与する。

- (1) 応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から20日以内に着工する。
- (2) 応急仮設住宅の管理は、府と協力して行う。
- (3) 府と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。
- (4) 入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- (5) 高齢者、障害者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。
- (6) 応急仮設住宅の建設場所としては、第2部災害予防対策計画の表2-16のとおり予定している。また、予定戸数については1階建ての住宅であり、目標戸数を確保するため2階建て等について検討する。

第4 公共住宅への一時入居

市及び府は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市・府営住宅、公社・公団住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

第5 住宅に関する相談窓口設置等

- (1) 応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。
- (2) 市及び府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、家賃状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第20節 応急教育等

(教育委員会)

市教育委員会は、幼稚園及び学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとるものとする。

第1 事前準備

- 1 各幼稚園・学校長は、学校の立地条件等を考慮し、常に災害の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき明確な計画をたてておく。
- 2 教職員は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、各学校長と協力し、応急教育態勢に備えて次の措置をとる。
 - (1) 学校・園行事、会議、出張等を中止する。
 - (2) 園児・児童・生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処置等につき保護者との連絡方法を検討する。
 - (3) 教育委員会、警察署、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部及び保護者への連絡網の確認を行う。
 - (4) 勤務時間外においては、校園長は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、職員に周知しておく。

第2 災害時の態勢

1 登校後の措置

災害が発生し、または発生が予想される状況となったときは、各校園長と協議の上、必要に応じて授業打ち切りの措置をとるものとする。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させるとともに、低学年児童には、教師が地区別に付添うものとする。

2 登校前の措置

登校前に休校などの措置を決定したときは、直ちに広報車、有線放送、防災行政無線、電話等により伝達し、園児・児童・生徒に対し、徹底を図る。また災害が広域にわたることが予想される場合には、大阪府教育委員会からラジオ、テレビ等を通じて統一的な指示が行われるので、この指示に従って適切に処理するものとする。

第3 文教施設の応急復旧対策

1 事故対策

教育施設、備品等の被害を最小限に防止するため、施設の長は、倒壊、火災及び盗難予

防に注意し、停電、断水等予想される事故に対する措置を講ずる。

2 応急復旧

市教育委員会は、被災後速やかに被災文教施設及び設備の応急復旧を行い、授業に支障をきたさないよう措置する。この場合、写真撮影などにより被災の事実及び状態を立証しておく。

第4 応急教育実施の予定場所

1 校舎が使用できない場合

市教育委員会は、校舎の全部または大部分が使用できない場合は、関係機関と調整し、近隣の公共施設及びその他の適切な場所を利用する。

2 二部授業の実施

校舎の一部が使用できないときは、残存施設を活用し、必要に応じて二部授業を行うものとする。

第5 応急教育体制の確立

1 応急教育の実施

(1) 幼稚園長及び学校長

教職員及び園児・児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、市及び府教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

① 校舎が避難所として利用されている場合の市との協議

② 校区外に避難した園児・児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 市

学校が避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

(3) 教育委員会

市教育委員会は、園児・児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図ることとし、必要に応じて他市町村に対して、園児・児童・生徒の受け入れについて応援を要請する。

また、教職員及び園児・児童・生徒の被災状況を把握する。

2 応急教育体制の確保

災害の規模によっては、応急教育体制を速やかに確立する必要があり、校園長と教育委員会と協議の上、十分な調整を図る。なお、調整がつかない場合は、大阪府教育委員会の指導と助言を求めるものとする。

3 授業不能が長期にわたる場合

授業不能が長期にわたる場合については、園児・児童及び生徒との連絡方法等について検討を加え、必要な措置を講ずる。

第6 学校給食対策

1 給食施設の確保

学校長、市教育委員会は、学校給食の実施に支障がある場合は、給食の可否を決定する。実施する場合は速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。

2 給食実施上の留意点

学校長は、給食の実施にあたり、次の項目について留意する。

- (1) できる限り継続実施に努める。
- (2) 各学校とも避難場所として使用され、被災者に対する炊き出しが行われるので、学校給食と炊き出し用との区別に留意する。
- (3) 被災地においては、感染症発生のおそれが多いので衛生対策については特に注意する。

第7 就学援助等

1 就学援助等に関する措置

市教育委員会は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった学校の児童・生徒に対し、就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

2 学用品の支給

市は、災害救助法に基づき、就学上支障のある園児・児童・生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

3 児童・生徒の健康管理

市教育委員会及び校園長は、被災園児・児童・生徒の心と体の健康管理を回るため、・府や藤井寺保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、健康診断や感染症の予防について適当な措置をとる。

また、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第8 文化財の応急対策

指定文化財の所有者または管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市教育委員会に報告する。また、市教育委員会は国・府指定の文化財について府教育委員会へ報告する。市教育委員会は被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者または管理責任者に対して応急措置に関する指導・助言を行う。

第 2 1 節 応急保育

(保健福祉部)

市は、保育を継続して実施するため、保育所施設等を早期に確保し、応急保育の措置をとるものとする。

第 1 事前準備

各保育園責任者は、市と協議して応急保育態勢に備えて、あらかじめ次の事項について準備を行う。

- (1) 保育児の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討する。
- (2) 各機関との連絡網を確認する。
- (3) 勤務時間外における災害に備え、非常招集の方法を定める。

第 2 災害時の態勢

1 緊急避難の措置

各保育園責任者は、状況に応じ緊急避難の措置をとる。

2 被害状況の報告

各保育園責任者は、災害の規模、保育児、職員及び施設設備の被害状況を把握するとともに、市に報告し、保育園の管理に必要な職員を確保し、万全の措置を確立する。

3 臨時編成の調整

各保育園責任者は応急保育計画に基づき、臨時の編成を行うなど、災害状況と合致するように速やかに調整する。

第 3 保育施設の応急復旧対策

- (1) 保育施設及び備品の被害を最小限に防止するため施設の長は倒壊、火災及び盗難予防に注意し、停電、断水等予想される事故に対する措置を講ずる。
- (2) 災害を受けた場合は、速やかに応急復旧を行い、早急に平常通りに保育できるよう処置を講ずるものとする。

第 4 応急保育の確保

保育施設や児童の被災により、通常の保育を行うことが不可能な場合は、隣接保育所との合同保育あるいは混合保育を実施する等応急保育の確保に努めるものとする。

第5 保育園児の健康保持

被災地区の保育園児に対しては、藤井寺保健所の指示援助により健康診断、検便などを行い、健康保持に十分注意するとともに、感染症予防についても適切な指導を行うものとする。

第 2 2 節 廃棄物の処理

(生活環境部)

市及び柏羽藤環境事業組合は、し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施するものとする。

第 1 し尿処理

1 初期対応

- (1) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設便所の必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、速やかに仮設便所を設置する。
- (4) 浸水区域を確認し、当該区域内のし尿及び浄化槽汚泥の回収見込み量を把握する。

2 処理活動

- (1) 速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。
- (2) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設便所の衛生状態を保つ。
- (3) 必要に応じて、府、隣接市町、関係団体に応援を要請する。
- (4) 浸水区域において、くみ取りトイレの便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害であっても水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入したりすることがあるので、迅速にバキュームカーによるし尿及び浄化槽汚泥の回収体制を立ち上げる。

第 2 ごみ処理

1 事前対応

避難準備情報等が出された段階で、早期に水害廃棄物への対応体制を準備するとともに、秘書・広報班と協力して、浸水が想定される区域の住民へ、家財等を2階へ上げる等、浸水しないよう予防策を講じるよう呼びかけ、水害廃棄物の発生を最小化するよう努める。

2 初期対応

- (1) 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 浸水区域を確認し、水害廃棄物（家具、畳等の粗大ごみ）の発生見込み量を把握する。

3 処理活動

- (1) 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。
- (2) 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。
- (3) 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- (4) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- (5) 家具類や水分を含んだ畳等、重量のある廃棄物が発生するため、平積みダンプや積み込み・積下しのための重機を確保する。
- (6) 必要に応じて、府、隣接市町、関係団体に応援を要請する。

4 住民への広報

水害発生時、廃棄物の排出方法に対する住民の理解を得るため、また、分別排出を徹底するため、住民に対し利用可能なメディアを活用し、できる限り速やかに必要な情報を広報する。

- (1) 収集方法（戸別収集の有無、ごみの排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン含有廃棄物の排出方法等）
- (2) 住民がごみを排出する集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載）
- (3) 収集時期及び収集期間
- (4) 仮置場の場所及び設置状況
- (5) ボランティア支援依頼方法
- (6) 市の問い合わせ窓口

5 進管理計画

水害による被害が甚大な場合には、広域的な処理が必要であり、また、その処理に長期間を要することから、必要に応じ、次の事項に留意して、中長期的な水害廃棄物処理の進管理計画を作成する。

- (1) 水害廃棄物の発生量
- (2) 水害廃棄物の処理方法
- (3) 水害廃棄物の処理に要する期間の見込み
- (4) 水害廃棄物処理の月別進行計画

第3 がれき処理

1 初期対応

- (1) がれきの発生量を把握する。
- (2) がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保すると

もに、がれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。

2 処理活動

- (1) がれき処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- (3) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (4) 必要に応じて、府、隣接市町、関係団体に応援を要請する。

3 進管理計画

災害による被害が甚大な場合には、広域的な処理が必要であり、また、その処理に長期間を要することから、必要に応じ、次の事項に留意して、中長期的ながれき処理の進管理計画を作成する。

- (1) がれきの発生量
- (2) がれきの処理方法
- (3) がれきの処理に要する期間の見込み
- (4) がれき処理の月別進行計画

表 3-26 清掃施設

施 設	住 所	電 話	処理能力
芝山衛生センター	柏原市国分市場 1-11-35	072-977-3500	290kl (日)
柏羽藤クリーンセンター	柏原市円明町 666	072-976-3333	450t (日)

第 2 3 節 遺体の処理及び火葬

(保健福祉部)

市は警察署等に協力して、遺体の処理、火葬について、必要な措置をとるものとする。

第 1 遺体収容所の設置

遺体収容所の設置の必要が生じたときは、原則として羽曳野市立体育館に収容所を設置する。なお、施設が使用できない場合、不足の場合などには、市内各地区の寺院へ遺体を安置する。

第 2 遺体の処理方法

1 遺体の検視

遺体は、医師による検案及び警察官による検視（見分）の後、遺族、親族に連絡の上、引き渡す。

2 遺体の身元確認

警察官は、身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品保存等を行うとともに、市をはじめ関係機関に連絡し、速やかな身元確認に努める。

第 3 遺体の埋葬

1 遺体の火葬

火葬は、災害の際に死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱状態のため資力の有無にかかわらず火葬を行うことが困難な場合または死亡した者の遺族がいない場合に、遺体の応急的な火葬を実施する。

火葬の方法は次のとおりとする。

- (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (2) 遺体は死体処理台帳及び遺品を保存の上、原則として火葬に付すものとする。
- (3) 火葬に相当の時間を必要とする場合は、遺体の衛生状態に配慮しつつ、寺院などの適切な場所に一時安置する。
- (4) 火葬場の稼働状況、棺の確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体搬送の手配等を実施する。
- (5) 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つば等の支給など、必要な措置を講ずる。
- (6) 身元不明の遺体は、火葬の後、遺骨及び遺品等を本市または市内寺院に依頼して保管するものとする。

2 身元不明遺体の取扱い

身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに市の焼骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者扱いとして、納骨堂その他別に定める場所に移管する。

3 遺体の処理等の報告

保健福祉部は、遺体の処理状況等を随時市長に報告するとともに、活動状況等を取りまとめ、所掌業務完了後速やかに市長に報告する。

4 応援要請

(1) 市は、自ら遺体の処理、火葬の実施が困難な場合、大阪府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

また、府からの応援要請に応じることができる場合は、広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。

(2) 府は、「大阪府広域火葬計画」に基づき、他の市町村への指示、他府県への要請を行う。

第24節 自発的支援の受け入れ

(総務部、生活環境部、保健福祉部、出納室)

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努めるものとする。

第1 ボランティアの受け入れ

市及び市社会福祉協議会は、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

1 受け入れ窓口の開設

市は、市社会福祉協議会に災害時にボランティア活動を行おうとする者の受け入れ・活動の調整を行うための窓口を設置し、市社会福祉協議会との連携により運営等の連絡調整を行う。

2 活動拠点の提供

ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。

第2 義援金品の受け入れ配分

市は、市、府、日本赤十字社などに寄託された被災者あての義援金品について、確実かつ迅速に被災者に配分するため、府及び日本赤十字社と連携し、次のとおり行う。

1 義援金

(1) 受付

市に寄託される義援金は、原則として出納室班を窓口として受け付けることとする。

(2) 受領書の発行

義援金の受領については、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(3) 配分の基準

市に寄託された義援金及び府または日本赤十字社等から配分を委託された義援金の配分、被災者に対する伝達方法等に当たっては、配分委員会を設置し、被災の状況及び被災者の世帯構成（年齢、性別、学年等）を基礎とし、義援金の受納量に応じ配分する。

(4) 保管

義援金の保管は、被災者に配分するまでの間、羽曳野市公金取扱金融機関に一時預託する。

2 義援物資

(1) 受付

市に寄託される義援物資は、原則として出納室班を窓口として受け付けることとするが、災害の状況に応じて、社会教育施設等の公共施設または適宜、臨時受付場所を設置して受け付ける。

① 必要とする物資を明確にする。

② 救援物資の申し出があった場合は次のことを要請する。

ア 救援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量がわかるように表示すること。

イ 複数の品目を梱包しないこと。

ウ 腐敗する食料は避けること。

(2) 受領書の発行

義援物資の受領については、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(3) 配分の基準

市に寄託された義援物資及び府または日本赤十字社等から配分を委託された義援物資の配分、にあたっては、被災の状況及び被災者の世帯構成（年齢、性別、学年等）を基礎とし、義援物資の受納量に応じ配分する。

(4) 配分方法

配分にあたっては、市社会福祉協議会、日赤奉仕団、町会、自治会及び婦人会等に協力を要請し、配分業務を依頼する。

(5) 義援物資の輸送

義援物資の輸送については、第8節交通規制・緊急輸送活動による。

配分決定に基づき、義援物資を避難所等の物資集積地等へ輸送する。

(6) 保管

寄託された義援物資を直ちに配分することが困難な場合は、あらかじめ定めた一時保管場所に保管するものとする。

義援物資の保管は、市庁舎の倉庫を使用するほか、必要に応じて市公共施設の一部を使用する。

3 小包郵便料金の免除

日本郵政公社中央郵便局は、災害が発生した場合、被災状況並びに被災地の実情に応じて、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 日本郵政公社総裁が公示した場合は、被災者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社あての救助物資の小包郵便物料金は免除される。

(2) 府及び市等の申請により、日本郵政公社総裁が指定するものは、郵便振替による被災者援護のための寄附金送金の料金は免除される。

- (3) 災害ボランティア口座の取扱いを行うこととした場合は、寄附金を募集し、集まった寄附金を民間災害救援団体へ配分する。

第3 海外からの支援の受け入れ

市及び防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受け入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。

1 府との連絡調整

市は、海外からの支援が予想される場合、府と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡するとともに、国や府からの照会に迅速に対応する。

2 支援の受け入れ

- (1) 市及び府は、次のことを確認の上、受け入れの準備を行う。

- ① 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
- ② 被災地のニーズと受け入れ体制

- (2) 市及び府は、海外からの支援の受け入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

- ① 案内者、通訳等の確保
- ② 活動拠点、宿泊場所等の確保